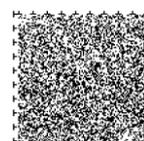


“みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして”
～輝こう 私らしく あなたらしく～

第5次岡谷市障がい者福祉計画

2021年度～2026年度

長野県岡谷市



Uni-Voice

《音声コード Uni-Voice》

記録された情報を専用の装置で読み取れる二次元コードです。

「視覚障がい者用活字文書読上げ装置」のほか、「Uni-Voice」のアプリ（無料）をインストールしたスマートフォン等で読み上げができます。

『みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして』 ～輝こう 私らしく あなたらしく～

本市では、平成27年度から令和2年度までを計画期間とする「第4次岡谷市障がい者福祉計画」、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第5期岡谷市障がい福祉計画・第1期岡谷市障がい児福祉計画」に基づき、相談支援体制や障がい福祉サービスの充実など、障がいのある方々への施策を総合的に推進しております。

この間、国においては平成28（2016）年に、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止などを定めた「障害者差別解消法」が施行されたほか、生活と就労支援の充実を図るため、平成30（2018）年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されるなど、障がいのある方々に対する支援の拡充などが進められています。



一方、障がい福祉をめぐるっては、「障害者総合支援法」を基本に、地域共生社会の実現をめざして、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後の地域生活における支援、就労支援などのサービス提供体制の整備、障がいのある方の生活を地域全体で支える体制の構築、また、医療的ケアが必要な児童や重症心身障がい児に対する支援体制の充実などが求められています。

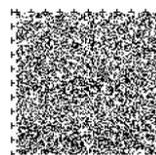
このたび、こうした社会情勢や障がいのある方々を取りまく状況を踏まえ、本市における障がい者福祉施策の基本方針や目標を定めた、令和3（2021）年度を初年度とする「第5次岡谷市障がい者福祉計画」を策定しました。また、本計画との整合を図りながら、今後の福祉サービスの提供体制を計画的に確保するための具体的な目標や、各サービスの必要量を見込んだ「第6期岡谷市障がい福祉計画・第2期岡谷市障がい児福祉計画」をあわせて策定しました。

障がいのある方一人ひとりの個性や能力が尊重され、だれもが身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、『みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして』の基本理念の下、計画を推進してまいりますので、市民の皆様におかれましては、さらなるご理解とご協力、そして地域福祉活動への積極的なご参加を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました岡谷市地域福祉支援会議の委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました多くの関係団体、市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

岡谷市長 今井 竜 五

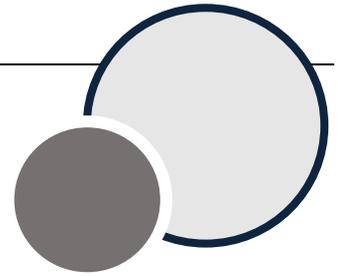


Uni-Voice

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の性格と位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 策定の方法	4
第2章 障がいのある方を取り巻く現状	5
1. 各種統計	5
2. アンケート調査結果	10
3. 市民意見・要望の把握	13
4. 第4次岡谷市障がい者福祉計画の検証	14
5. 課題と方向性	16
第3章 基本構想	19
1. 基本理念	19
2. 基本目標	20
3. 施策体系	22
第4章 推進する施策	23
基本目標1 共生のまちづくりの推進	23
主要施策1 ノーマライゼーションの推進	25
主要施策2 ボランティア活動の推進	27
主要施策3 交流機会の充実	28
主要施策4 福祉学習の推進	29
基本目標2 地域生活支援の充実	30
主要施策1 相談支援体制の充実	32
主要施策2 障がい福祉サービスの充実	34
主要施策3 保健・医療の充実	36
主要施策4 経済的支援	38
基本目標3 自立支援と社会参加の促進	39
主要施策1 就労の促進	41
主要施策2 芸術文化活動・スポーツ等への参加の促進	43
主要施策3 生活基盤の整備促進	45

基本目標4	暮らしやすい環境の整備	47
主要施策1	暮らしやすい環境の整備	49
主要施策2	安全・安心な環境の整備	51
主要施策3	権利擁護と虐待防止の推進	53
基本目標5	障がい児等への支援の充実	54
主要施策1	早期発見・早期療育の充実	55
主要施策2	保育の充実	57
主要施策3	教育の充実	59
主要施策4	放課後児童対策の充実	61
第5章	計画の推進	62
1.	庁内の推進体制	62
2.	関係団体、専門機関等との協働による推進	62
3.	計画の点検・評価	63
資料編		64
○用語解説		64
○岡谷市地域福祉支援会議 委員名簿		68
○岡谷市福祉関係5計画策定の経過		69



1. 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化の進行、情報化・グローバル化の進展、さらには新型コロナウイルス感染症の発生など、社会情勢や市民生活が急激に変化しています。

このような中、全国的に障がい者数は増加傾向にあり、とりわけ精神障がい者は大きく増加しているほか、障がい児や発達に支援が必要な児童も増加し続けています。

また、障がい者の高齢化や障がいの重度化、さらには、障がい者やその家族が抱える課題が複雑化・複合化するなど、障がい者（児）を取り巻く環境も変化しつつあります。

一方で近年、障がい者の自立と社会参加を促進するため、国における障がい福祉制度も大きく変化してきています。

平成18（2006）年には、身体障がい、知的障がい、精神障がいの共通の制度として「障害者自立支援法」が施行、平成24（2012）年には障がい児施設や事業を一元化する「児童福祉法」の改正、さらには障がい者に対する虐待の禁止などを規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。

平成25（2013）年には、地域社会における共生の実現に向け、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」へ改正が行われたほか、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）」が施行されています。

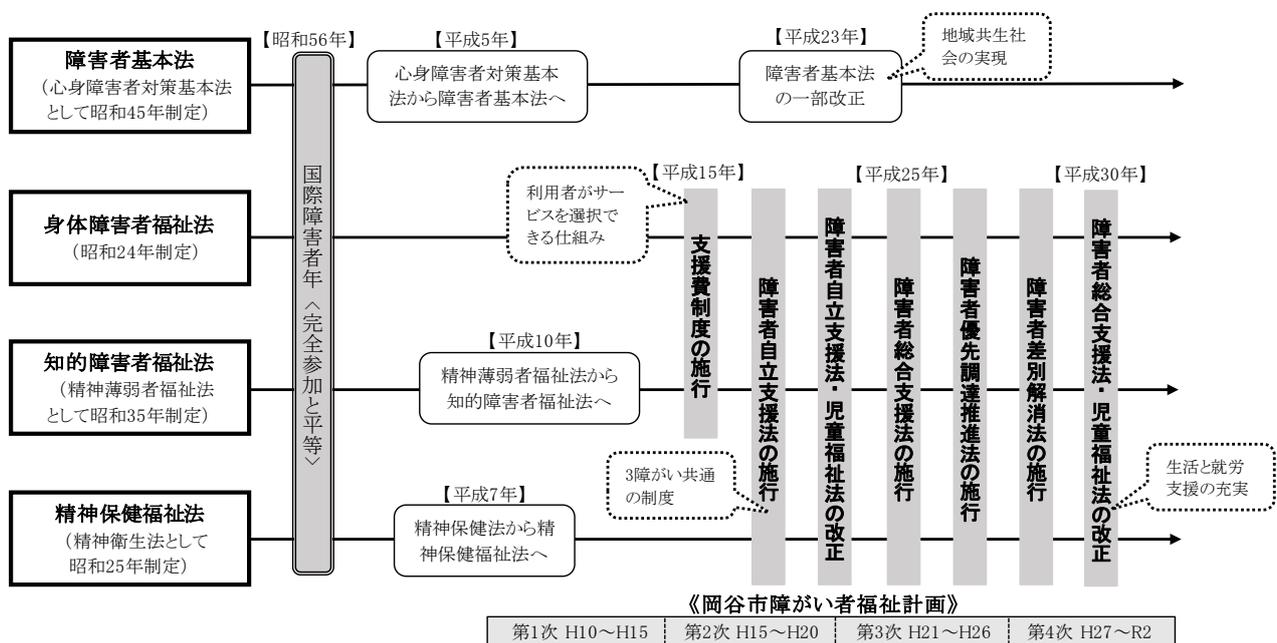
また、平成28（2016）年には、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止などを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が施行され、近年においては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正などがされています。

さらには、令和元（2019）年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、令和2（2020）年6月に、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立するなど、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざすこととしています。

本市では、このような国の制度等に的確に対応しながら、障がい者の福祉施策の充実を図るため、平成10（1998）年度から「岡谷市障害者福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

現在の「第4次岡谷市障がい者福祉計画」では、「ノーマライゼーション^{*}の普及と定着」「自己選択や自己決定の尊重」を基本理念とし、計画に基づき各種事業の展開に努めてきましたが、令和2（2020）年度末をもって計画期間が終了します。

このため、現計画の点検・評価、市民・団体等からの意見聴取の結果などを踏まえ、本市における障がい者の福祉施策の充実を図るための新たな計画として「第5次岡谷市障がい者福祉計画」を策定するものです。

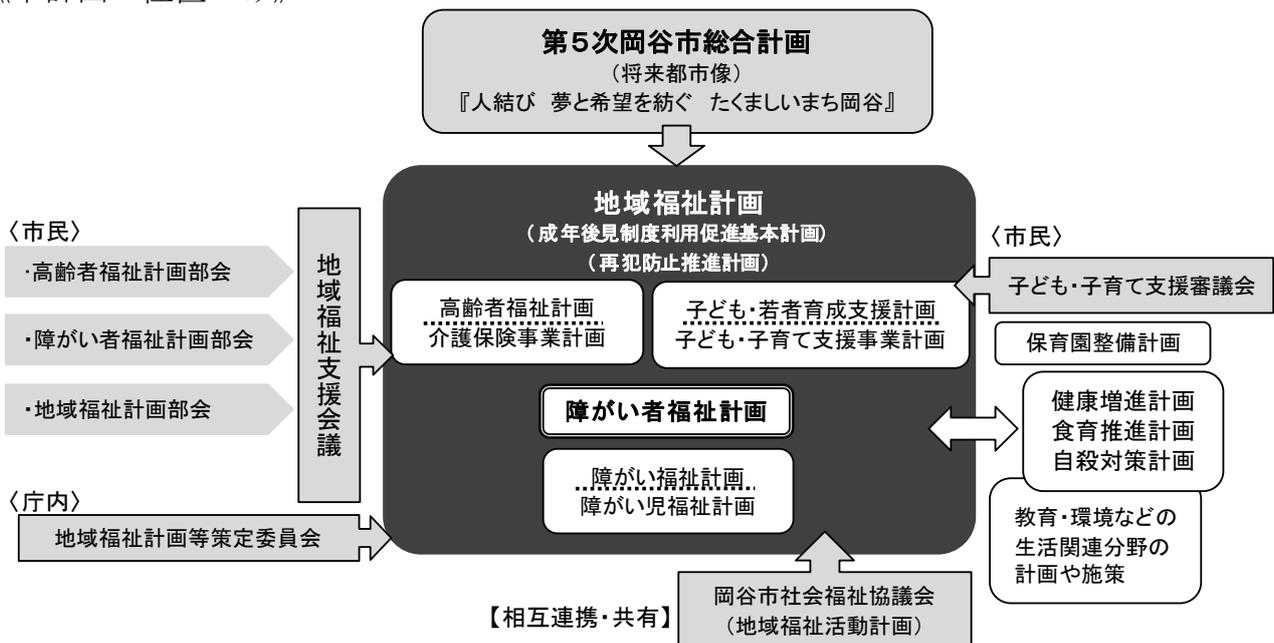


2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、本市において推進する、障がい者福祉施策の基本方針や目標を総合的に定めるものです。

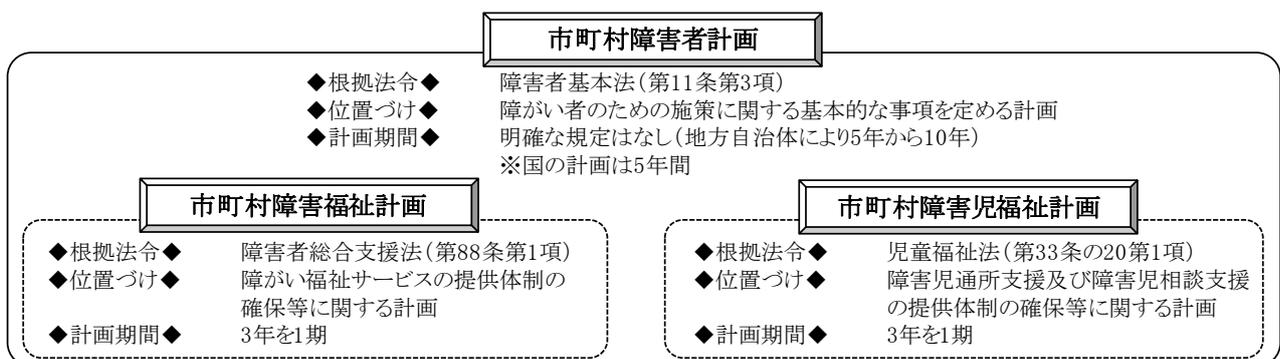
第5次岡谷市総合計画や第4次岡谷市地域福祉計画、その他関連計画との整合性のほか、国や県の計画、また、国際社会共通の持続可能な開発目標（SDGs）※などを踏まえて、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定します。

《本計画の位置づけ》



また、本市では、障害者総合支援法第88条第1項の規定による市町村障害福祉計画および児童福祉法第33条の20第1項の規定による市町村障害児福祉計画を策定しており、それぞれ令和2（2020）年度末をもって計画期間が終了します。

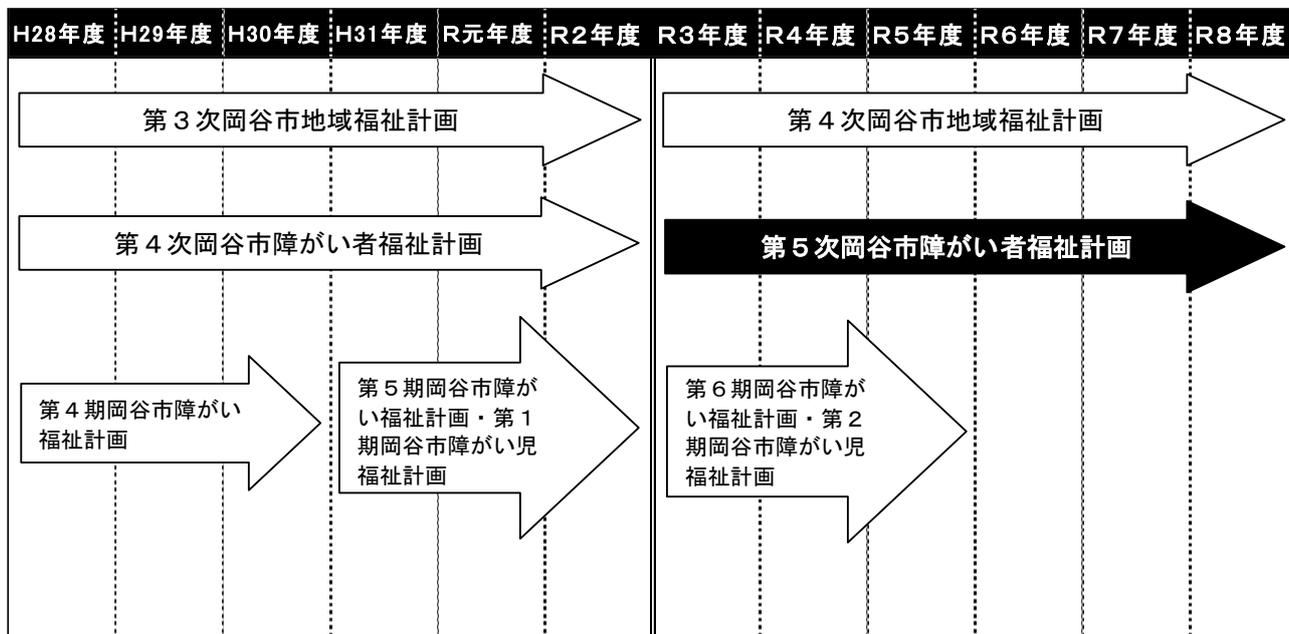
これらの計画は、国の指針に基づき、3年を1期として定めることとされており、「第5次岡谷市障がい者福祉計画」の計画期間と相違します。このため、本市では3つの計画について、それぞれ整合を図りながら別計画として策定します。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、今後6か年に取り組みべき計画として令和8（2026）年度を目標年次とします。

なお、社会情勢の変化や障がいのある方のニーズに対応するため、必要に応じ適宜、計画の見直しを行います。



4. 策定の方法

（1）策定経過・策定体制

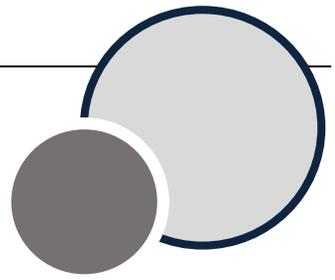
本計画は、本市の保健、福祉および医療の関係団体の代表者、有識者、一般市民（公募）等による「岡谷市地域福祉支援会議」および部会において審議を行い、幅広い意見を聴取しながら策定しました。

また、庁内組織として、関係部局の部長、課長等により策定委員会を設置し、計画内容の審議を行いました。

（2）意向把握

本計画の策定にあたり、障がいのある方やその家族等の意見を計画に反映することを目的に、アンケート調査を実施し、計画の検討に活用しました。

このほか、あらゆる機会を活用し、各種団体や障がい者支援にかかわる方々との意見交換などを行ったほか、パブリックコメントにより市民の意見を聴取しました。

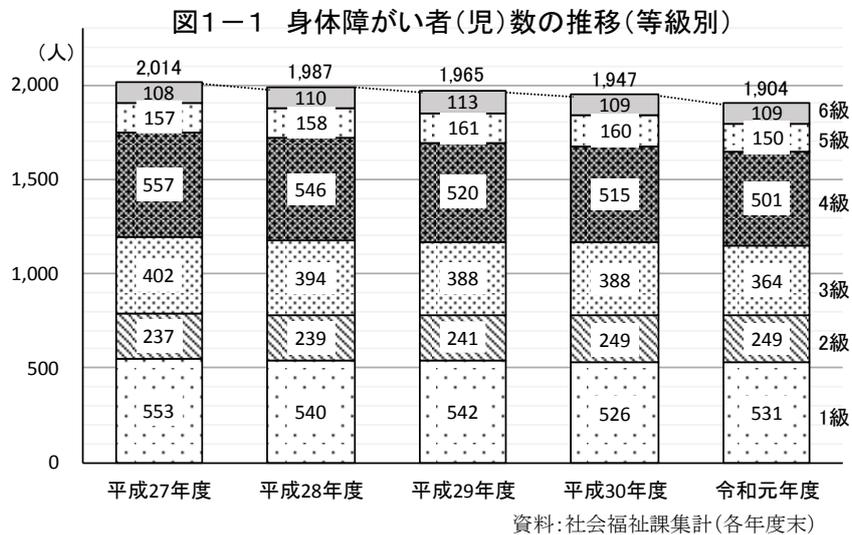


1. 各種統計

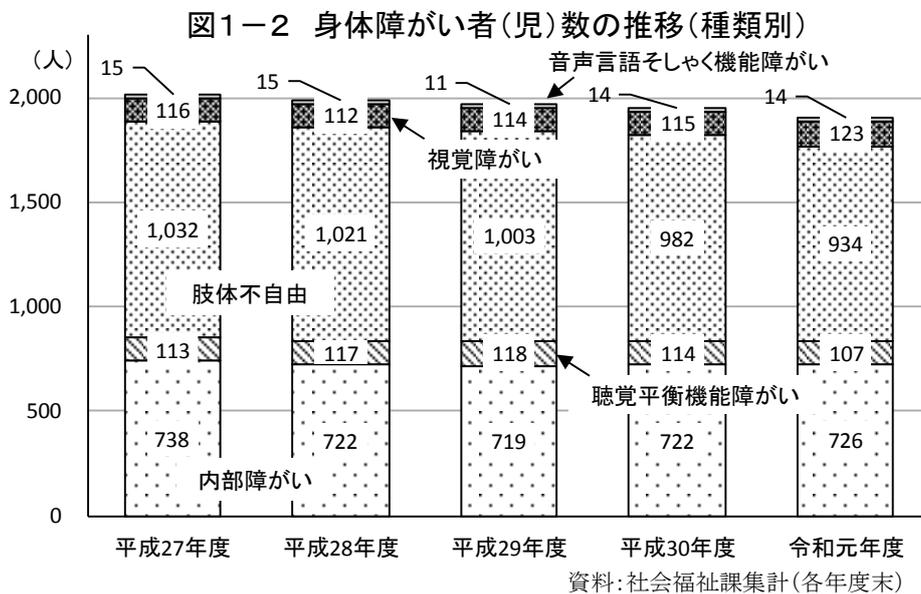
(1) 身体障がい者（児）数の推移

本市における身体障害者手帳保持者は、平成27（2015）年度の2,014人から令和元（2019）年度は1,904人と微減となっています。全国的には増加傾向にあることから、本市の減少傾向は人口減少の影響によるものと考えられます。

なお、等級別では、1級・2級の重度、3級・4級の中度の方が多く、また、年代別では約8割が65歳以上の高齢者の方となっています。



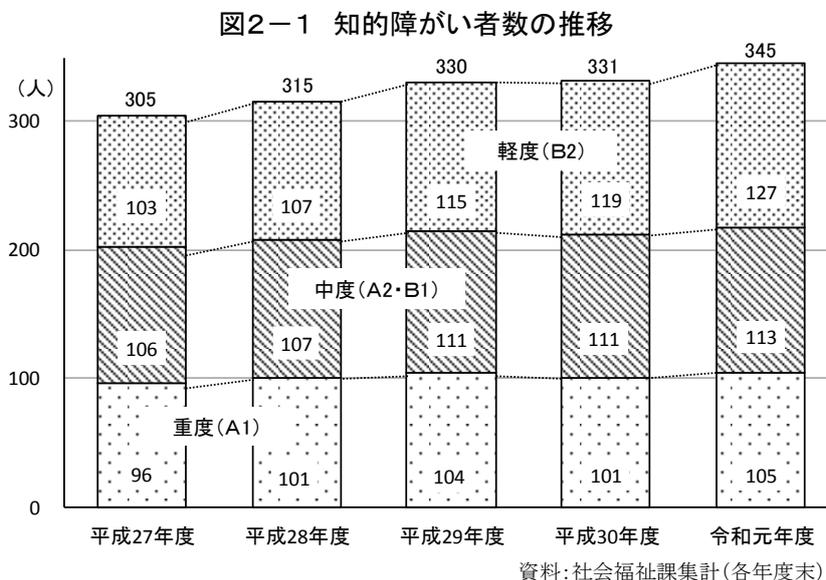
また、障がいの種別では、肢体不自由の方が約5割、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害などの内部障がいの方が約3割から4割となっています。



(2) 知的障がい者（児）数の推移

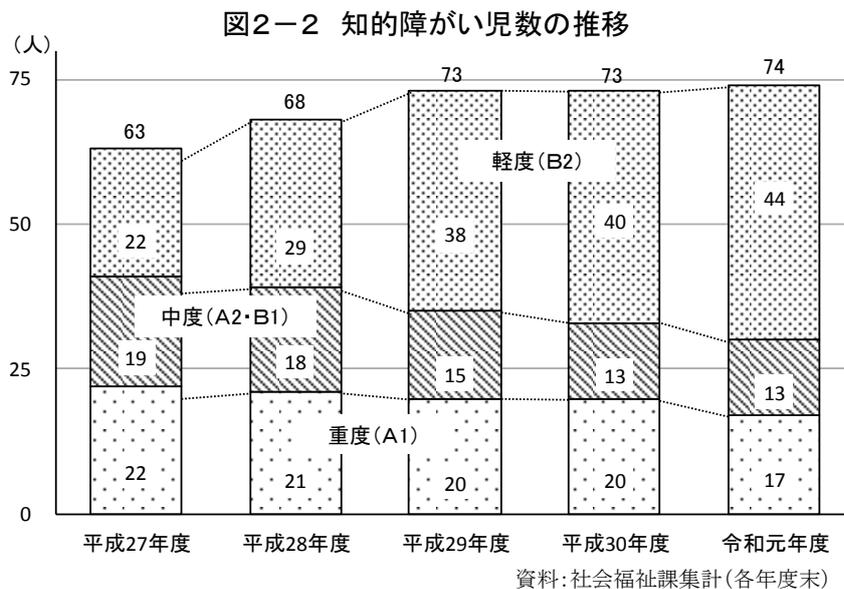
本市における療育手帳保持者は、平成27（2015）年度の305人から、令和元（2019）年度は345人と増加傾向にあり、全国的にも同様の状況です。

なお、等級別では重度、中度、軽度それぞれ、ほぼ同じ割合となっています。



障がい児については、増加傾向が続いていましたが、ここ数年は横ばいの状況です。18歳未満の児童数が減少していることも、少なからず影響しているものと考えられます。

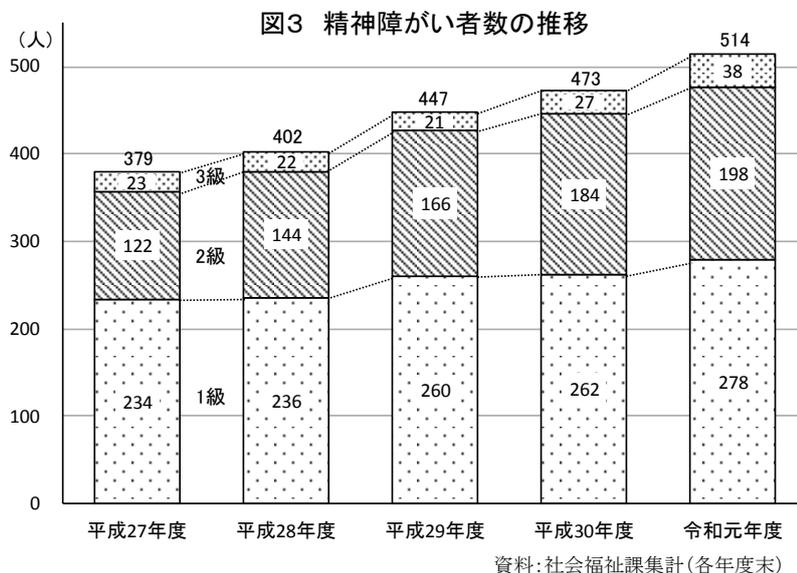
なお、等級別では、軽度の方が増加していることがうかがえます。



(3) 精神障がい者（児）数の推移

本市における精神障害者保健福祉手帳保持者は、平成27（2015）年度の379人から令和元（2019）年度は514人と、5年間で35.6%の増と大きく増加している状況です。

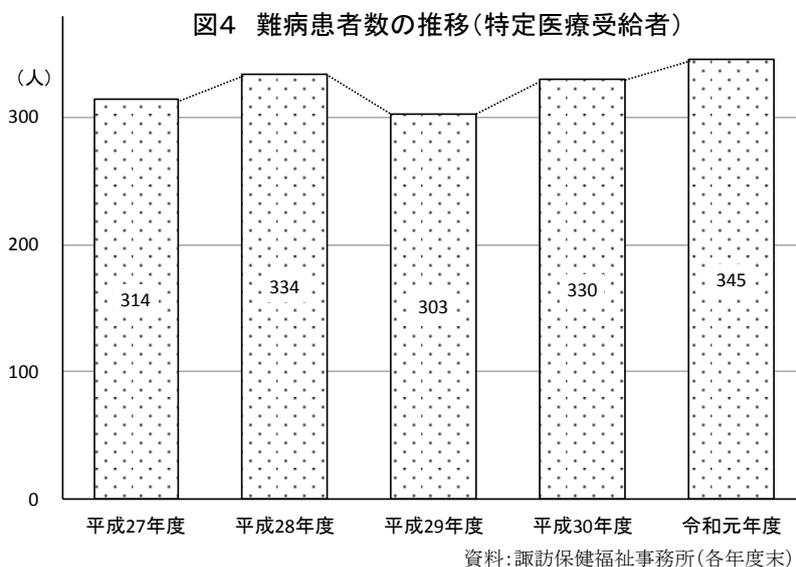
全国的にも精神障がい者（児）の増加率が最も大きく、生活不安などストレスの増加によりうつ病等の気分障がいの患者がふえたことなどが原因とされています。



(4) 難病患者等の状況

障害者総合支援法が施行された平成25（2013）年度から、障がいの範囲に難病等が加わり、障がい福祉サービスを利用できるようになりました。治療方法が確立していないいわゆる難病等のうち、国が定める対象疾病の治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。特定医療受給者*は、対象疾病の追加などもあって増加傾向にあり、令和元（2019）年度末では345人が受給しています。

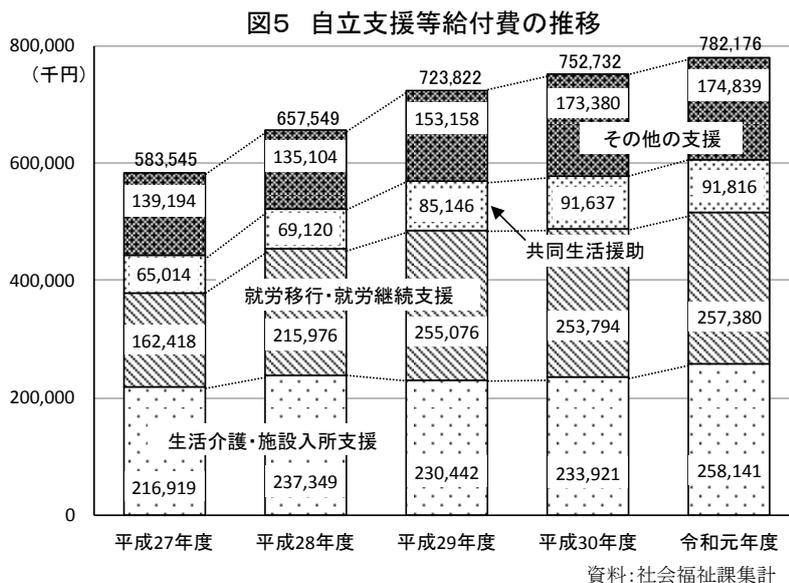
なお、令和元（2019）年7月現在、361疾病が対象となっています。



(5) 自立支援等給付費の推移

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、給付費も平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの5か年で、34.0%増加しています。

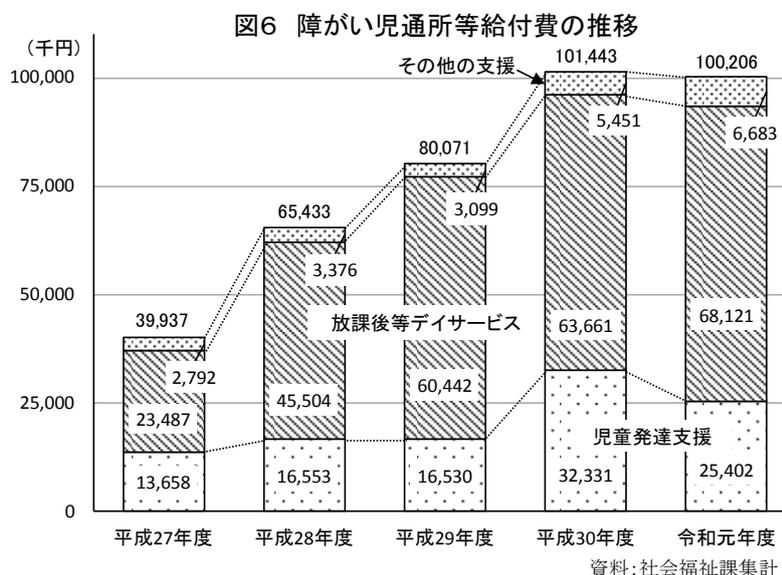
このうち自立支援等給付費では、障がいのある方の社会参加の促進にともなう生活や自立のための訓練や、就労への継続的な支援を行う日中活動系のサービスが年々増加しています。



(6) 障がい児通所等給付費の推移

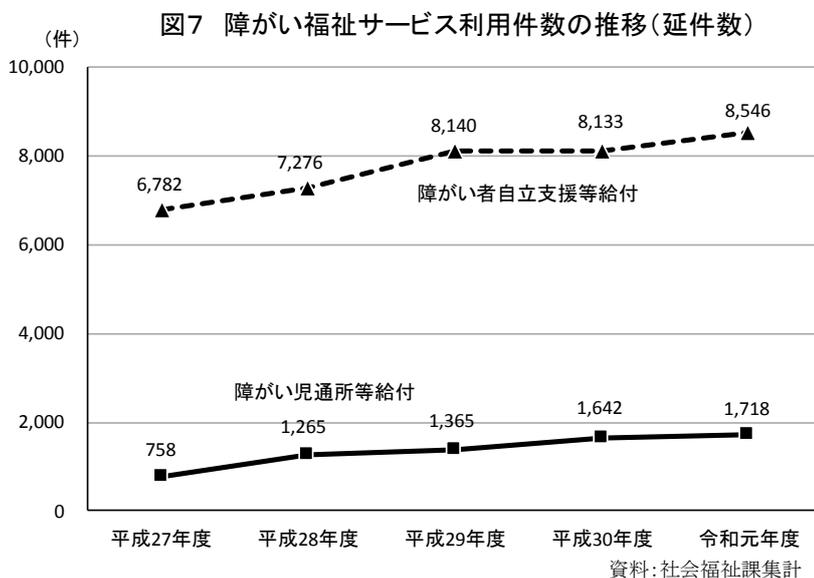
障がいのある児童や、発達に支援が必要な児童を対象とした施設や事業は、平成24（2012）年度から児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されたことにより、身近な地域で支援が受けられる環境が充実してきています。

特に、放課後等デイサービス事業は、事業所も拡充され、給付費が増加しています。



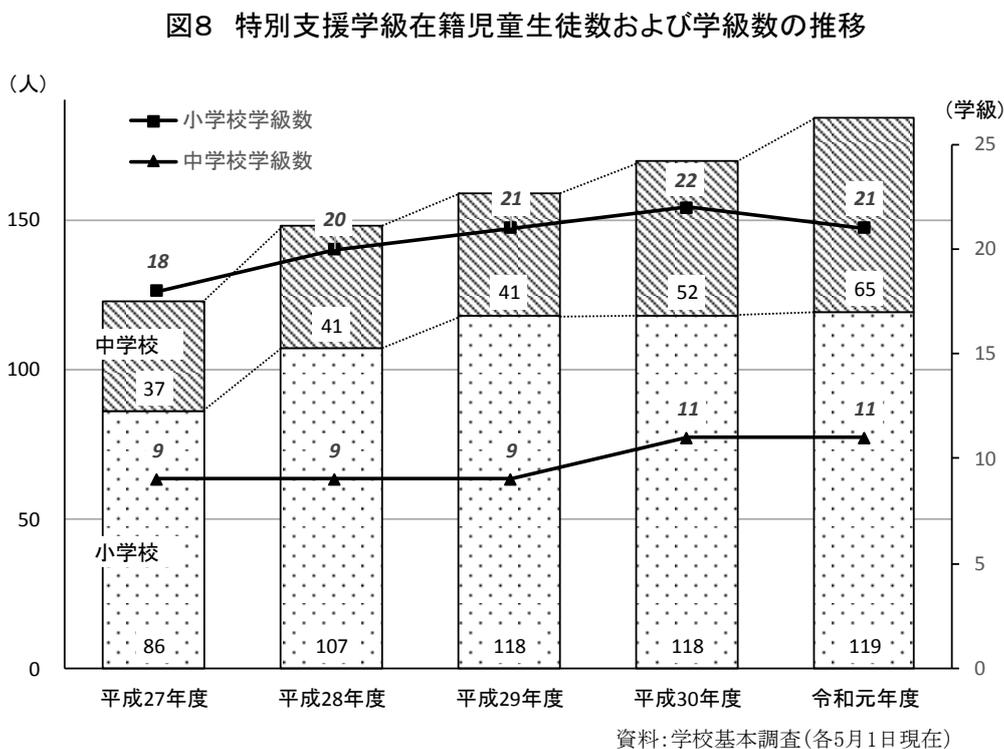
(7) 障がい福祉サービスの利用件数の推移

(5) の障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、(6) の障がい児通所等サービスの利用者の推移は図7のとおり、それぞれ増加しています。



(8) 特別支援学級在籍児童生徒数および学級数の推移

市内の7小学校、4中学校の特別支援学級の児童・生徒数は増加傾向にあり、令和元(2019)年度は、小学校が119人、中学校が65人で、学級数も比例して増加傾向にあります。



2. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、障がいのある方々の日常生活の状況や、将来へ向けた意見、考え方などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査の設計

調査対象：令和元年11月1日を基準日として、市内在住の障がい（身体・知的・精神）のある方

対象者数：800人

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：令和元年11月28日～令和元年12月20日

③ 調査の設計

発送数	有効回収数	有効回収率
800人	384人	48.0%

④ 集計上の留意点

- 基礎となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

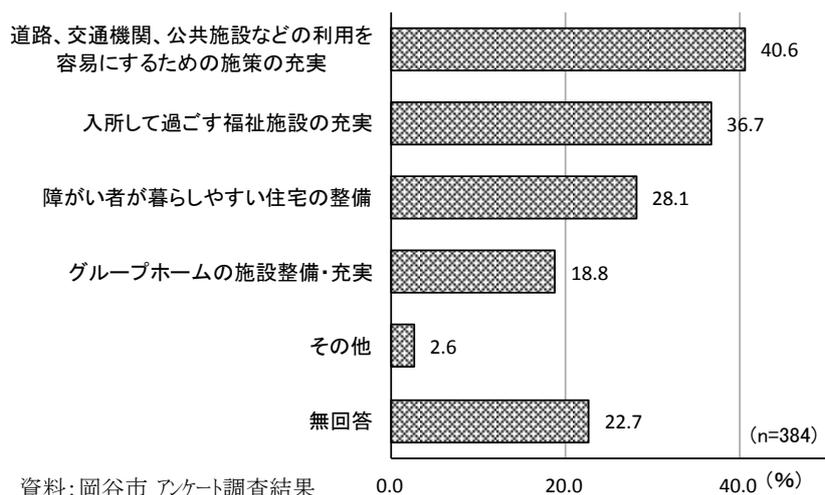
(2) 今後、充実を望む施策

今後、充実を望む施策として、「生活の場所の充実」、「日中活動の充実」、「就労支援の充実」、「その他の支援の充実」の4つの分野で意見をうかがいました。

① 生活の場所の充実について

生活の場所の充実について望む施策では、「道路、交通機関、公共施設などの利用を容易にするための施策の充実」が最も多く40.6%、次いで「入所して過ごす福祉施設の充実」となっており、地域の生活環境の充実とともに、福祉施設を生活の中心に考えている方も多い状況がうかがえます。

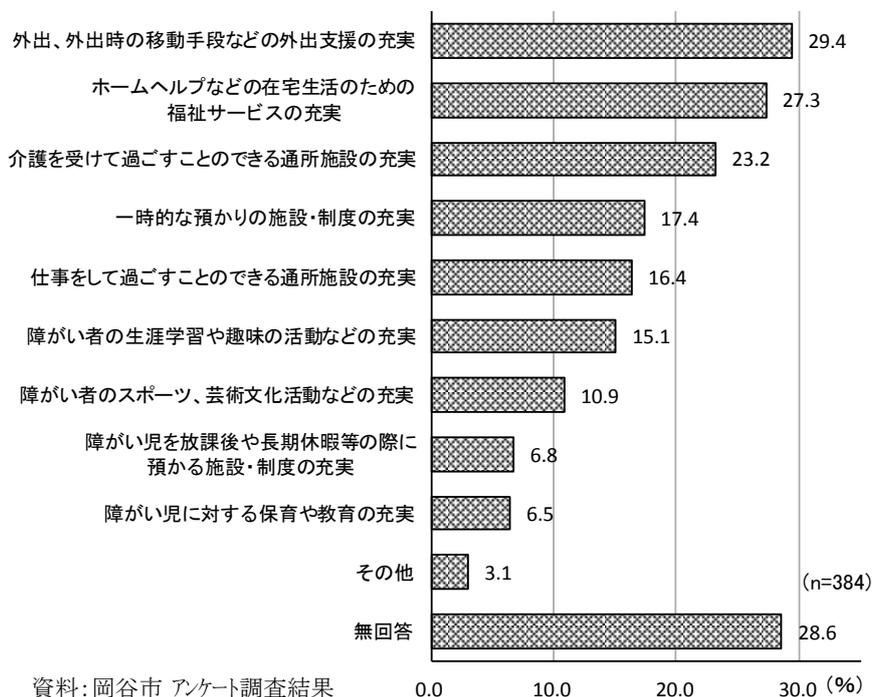
図9 今後、充実を望む施策(生活の場所の充実)



② 日中活動の充実について

日中活動の充実について望む施策では、「外出、外出時の移動手段などの外出支援の充実」が最も多く、次いで「ホームヘルプなどの在宅生活のための福祉サービスの充実」、「介護を受けて過ごすことのできる通所施設の充実」となっており、日中活動を支える福祉サービスの充実を求める意見が多いことがうかがえます。

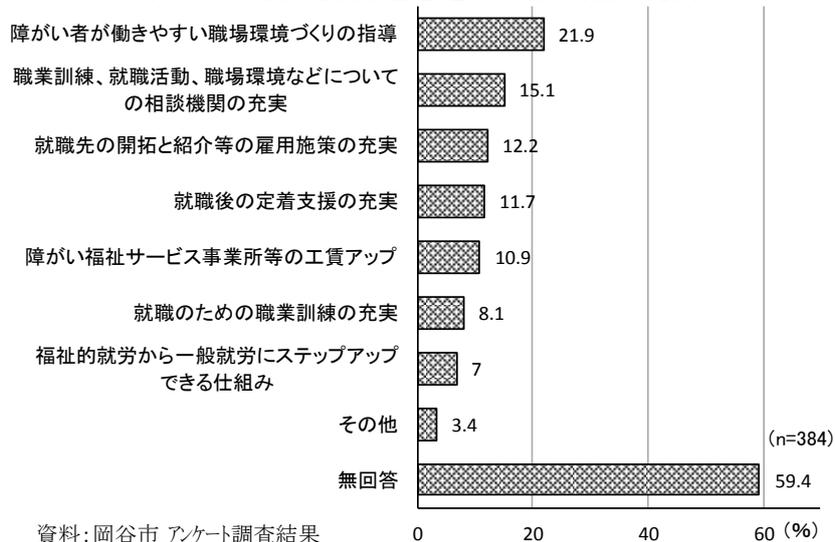
図10 今後、充実を望む施策(日中活動の充実)



③ 就労支援の充実について

就労支援の充実について望む施策では、回答数が少ないものの、意見としては「障がい者が働きやすい職場環境づくりの指導」が最も多く、次いで「職業訓練、就職活動、職場環境などについての相談機関の充実」、「就職先の開拓と紹介等の雇用施策の充実」、「就職後の定着支援の充実」、「障がい福祉サービス事業所等の工賃アップ」などとなっています。

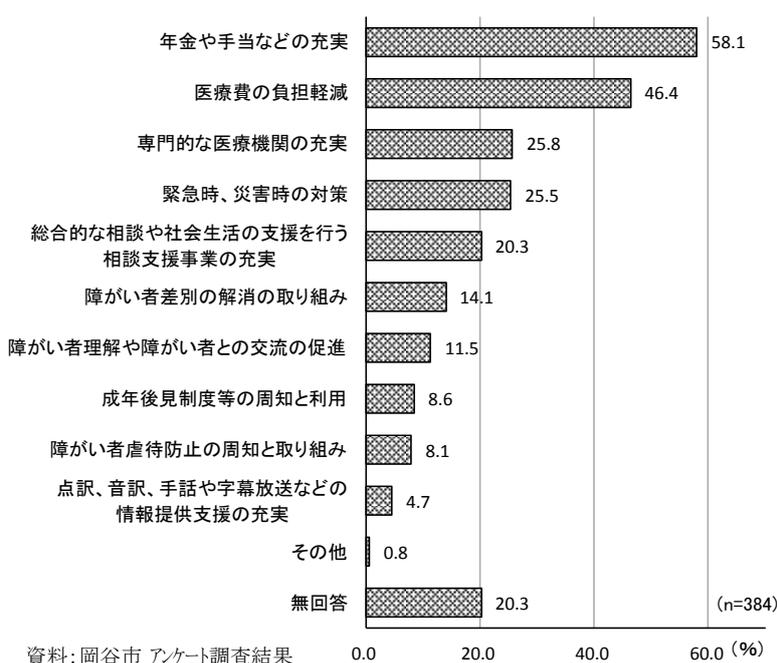
図11 今後、充実を望む施策(就労支援の充実)



④ その他の支援の充実について

その他の支援の充実について望む施策では、「年金や手当などの充実」が最も多く、次いで「医療費の負担軽減」、「専門的な医療機関の充実」などとなっており、経済的な支援を求める意見が多いことがうかがえます。なお、6年前の調査においても、上位3項目は同じ順位の結果となっています。

図12 今後、充実を望む施策(その他支援の充実)



3. 市民意見・要望の把握

障がい者（児）にかかわる方々や、各種団体、市民の方々から、幅広く障がい福祉について、意見を伺いました。その主な意見や要望は以下のとおりです。

【障がい福祉サービスに関するもの】

- ・病院の付添いや入院中の食事介助など、家族の負担が重く感じるときがあるので、代行してくれるようなサービスがほしい。
- ・障がい児を短時間でも預かってくれる場所がほしい。
- ・自身の高齢化により、親がいなくなったときの生活の場が心配である。グループホームなどのサービスを知りたいし、施設の充実をお願いしたい。
- ・サービスが必要になったときは行政等の世話になると思う。経済的な費用が気になるので、年金で生活できるような施設があれば助かる。
- ・サービス事業所と地域のかかわりをふやし、障がい者に対する正しい理解を促進したい。

【経済的な支援に関するもの】

- ・障がい者の医療費を、乳幼児医療費と同様に窓口無料化してほしい。
- ・障がい者が使用する自家用車の税について、さらなる減免をしてもらいたい。
- ・家の中を車いすで移動するためのリフォームが構造上、難しい。新築に対する補助を検討してほしい。

【就労に関するもの】

- ・障がいのため長時間や、決まった日数は働けないので、短時間でも働ける場所の提供や、テレワークを推進してほしい。
- ・高齢のため、いつまで働くことができるか不安が大きい。
- ・就労継続支援B型の工賃をもう少しふやしてほしい。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、仕事の開拓が課題。

【日常生活等に関するもの】

- ・家庭ごみの搬出や雪かきなどが大変。有料でもサービスがほしい。
- ・災害時の避難場所について、常日ごろから想定しておくことが大切。
- ・歩行器を使って外出しているが、道路の段差が多く歩行に支障となっている。
- ・健常と思われる方が、障がい者用の駐車場を利用していることが目立つ。
- ・障がい者に対する施策や施設は、他市に比べよいが、障がい者用トイレが少ない。
- ・さまざまな制度、サービスについて丁寧な説明がほしい。
- ・施設や店舗のバリアフリー化がおくれていると思う。障がい者に限らず高齢化社会に対応するための整備を推進してほしい。
- ・家族と生活しているが、家族が運転免許証を返納したときの不安を感じている。
- ・シルキーバス、スワンバスの便が減ることがないようお願いしたい。

4. 第4次岡谷市障がい者福祉計画の検証

具体的施策（91施策）ごとに、担当課により自己評価を行い、現在までの達成度を5段階で評価したものを積み上げ、得点化しました。

◇施策の目的が十分に達成されている	⇒ 5点
◇施策の目的がほぼ達成されている	⇒ 4点
◇施策の目的に取り組んだが、どちらともいえない	⇒ 3点
◇施策の目的があまり達成されていない	⇒ 2点
◇施策の目的が達成されていない	⇒ 1点

この6か年では、国の制度に的確に対応しながら、新たな事業の実施のほか、既存事業の拡大に努め、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

結果、総体では3.9の評価点であり、おおむね計画どおりに進捗できましたが、目的を十分に達成できた施策もあれば、一方で実施できなかった、また十分な成果を得られなかった施策もあります。

基本目標	主要施策	具体的施策	評価点	第4次(H27～現在)で実施した主な事業等
1 理解と交流の促進(広報・啓発)	1 啓発・広報活動の充実		4.0	○障害者差別解消法施行に伴うリーフレット等による啓発と職員対応要領の策定 ○障害者週間に合わせた物品販売イベントの開催 ○手話奉仕員養成講座などボランティア育成講座の開催(社会福祉協議会) ○ふれあい祭り、ボランティア祭りなどの開催(社会福祉協議会) 【課題等】 ●ノーマライゼーションの一層の周知と定着 ●地域共生社会の実現に向けた取り組み
		(1)啓発・広報活動の充実	4.0	
	2 ボランティア活動の推進		4.0	
		(1)ボランティア活動の推進	4.0	
	3 交流・コミュニケーション支援施策の充実		3.8	
		(1)交流・ふれあいの促進	4.0	
		(2)コミュニケーション施策の充実	3.5	
2 保育・教育の充実(保育・教育)	1 障がい児保育の充実		4.0	
		(1)保育・福祉・保健分野の連携強化	4.0	
		(2)障がい児保育の充実	4.0	
	2 障がい児教育の充実		4.4	
		(1)就学教育相談の充実	5.0	
		(2)障がい児教育の充実	3.8	
	3 放課後児童対策の充実		3.7	
		(1)放課後児童対策の充実	3.7	
	4 生涯学習の推進		3.6	
		(1)生涯学習活動の推進	4.0	
		(2)障がいに応じた学習機会の充実	3.0	
		(3)芸術文化活動・スポーツ等への参加促進	3.7	
	5 子どもの頃からの福祉学習の推進		3.7	
		(1)福祉学習の推進	3.7	

基本目標	主要施策	具体的施策	評価点	第4次(H27～現在)で実施した主な事業等	
3	生活環境の整備(生活環境・防災対策)				
	1	住環境の整備	3.5	<ul style="list-style-type: none"> ○シルキーバスの障がい者用回数券の導入 ○ステップ付バス、低床ノンステップバスの導入 ○ヘルプカード・ヘルプマークの導入と周知 ○信州パーキング・パーミット制度の普及と周知 ○生活道路の安全対策や公共施設のトイレ洋式化 ○避難行動要支援者個別計画策定事業 	
		(1)住宅環境の整備	3.5		
	2	福祉のまちづくりの推進	4.3		
		(1)外出しやすい環境の整備	4.3		
		(2)外出支援の充実	4.2		
	3	安全・安心対策の充実	3.9		
		(1)防災、支えあい体制の充実	4.0		
		(2)防火対策の充実	4.0		
		(3)地域防犯対策の充実	3.5		
		(4)交通安全対策の推進	4.0		
				【課題等】 <ul style="list-style-type: none"> ●住居環境の改善に向けた取り組み ●公共施設等や交通のバリアフリー化 ●災害発生に備えた避難・支援体制のさらなる強化 	
4	福祉サービスの充実				
	1	情報提供・相談体制の充実	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ○諏訪圏域障害者総合支援センター‘オアシス’等との連携 ○障害者総合支援法等に基づくサービスの実施 ○この街きず学園施設整備への支援 ○地域生活支援拠点事業の開始 ○岡谷市成年後見支援センターの開設 	
		(1)相談支援体制の充実	3.5		
		(2)情報提供の充実	3.3		
	2	在宅福祉サービスの充実	3.8		
		(1)障がい者施策による支援の充実	3.3		
		(2)高齢者施策による支援の充実	4.0		
		(3)拠点施設の整備と活用	4.0		
	3	地域生活支援の充実	3.5		
		(1)地域生活支援の充実	3.5		
					【課題等】 <ul style="list-style-type: none"> ●IT化や情報アクセシビリティへの対応 ●多様化するニーズへ適切に対応できる相談支援の質の向上と、サービス提供体制の充実
5	保健・医療サービスの充実(保健・医療)				
	1	障がいの早期発見・早期療育の充実	4.2	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援施設(岡谷市子ども発達支援センター)の建設 ○精密検査が必要な児に対する受診勧奨 ○フォロー教室、ことばの教室等の実施 ○健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画に基づく各種事業の展開 ○かかりつけ医等を持つことの周知・啓発 ○各種助成制度のガイドブック等による周知 	
		(1)障がいの早期発見	4.0		
		(2)乳幼児の育成指導の充実	4.3		
	2	保健サービスの推進	4.3		
		(1)健康づくりの推進	4.3		
		(2)障がい者の保健サービスの推進	4.3		
	3	障がい者医療と地域リハビリテーションの充実	4.0		
		(1)地域医療体制の充実	4.0		
		(2)地域リハビリテーション体制の充実	4.0		
		(3)医療費助成等の充実	4.0		
				【課題等】 <ul style="list-style-type: none"> ●早期発見からの継続した支援の提供 ●障がいの状況に応じた健康づくりと保健サービス ●多様な障がいに対する支援の充実 	
6	生活の安定と自立への支援(就労・雇用)				
	1	生活安定のための施策の周知	4.3	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイドブックによる各種制度の周知・案内 ○市内企業への障がい者就労施設の業務等の周知 ○障がい者の就労体験受入れに対する市内中小企業への支援 ○障がい者を雇用した事業主への支援 ○優先調達方針による障がい者就労施設からの物品購入、役務の提供 	
		(1)各種手当・年金等の周知	5.0		
		(2)税の控除・非課税・減免制度の周知	4.0		
		(3)公共料金等の割引制度の周知	4.0		
	2	就労の促進	4.0		
		(1)一般就労の促進	4.0		
	3	福祉的就労の促進	3.5		
		(1)福祉的就労の場の整備・充実	3.5		
					【課題等】 <ul style="list-style-type: none"> ●働く場の確保と事業主の理解のさらなる醸成 ●就労継続支援事業所の工賃アップに向けた支援
総体(評価点)			3.9		

5. 課題と方向性

(1) 国の方向性

国では平成30（2018）年に、障害者基本法に基づき、障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置づけている「第4次障害者基本計画」を策定しています。

基本理念としては、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がい者を必要な支援を受けながら、みずからの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者がみずからの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するための基本的な方向を定めたものとしています。

国が担う施策もありますが、施策の柱として11項目が掲げられています。

障がい者施策の基本的な方向	
1	安全・安心な生活環境の整備
2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3	防災、防犯等の推進
4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6	保健・医療の推進
7	行政等における配慮の充実
8	雇用・就業、経済的自立の支援
9	教育の振興
10	文化芸術活動・スポーツ等の振興
11	国際社会での協力・連携の推進

(2) 本市の地域福祉の方向性

本市では、市民や団体等のさまざまな主体の積極的、自主的な参画により、住み慣れた地域で一人ひとりが尊厳を持ち、その能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、『みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして』を基本理念に、「第4次岡谷市地域福祉計画」を策定しています。

地域福祉計画は、本計画や高齢者福祉、児童福祉など、福祉分野の上位計画としての性格を持ち、本計画と同様に、令和3（2021）年度から6か年を計画期間としています。

この地域福祉計画では、

- 地域や市民が、自助・互助・共助・公助の役割を担いあい、包括的に支えあう、『地域共生社会の実現に向けたまちづくり』の推進
- 地域住民が地域のさまざまな活動に積極的に参加し協働する、『地域活動等への参加・協働を促す仕組みづくり』の推進

- 次代を担う若い世代から元気な高齢者まで、『地域を支える人材の確保・育成』の推進
 - 地域住民の抱える課題解決のため、重層的な支援ができるよう、『複雑化・複合化している市民の相談内容に対応する支援体制の整備』の推進
 - 住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるための、『いつまでも住み続けたい安全・安心の地域づくり』の推進
- を重点的に取り上げ、施策展開に反映することとしています。

(3) 障がい者福祉の課題と方向性

市民意見等の把握や「第4次岡谷市障がい者福祉計画」の検証などから、次のような課題や方向性が見えてきました。

令和3（2021）年度からの6年間を見据え、国の方針や、本市の地域福祉の方向性を踏まえながら、本計画においてこれらを重点的に取り上げ、施策展開の中に反映させていくこととします。

① 障壁のない地域共生社会の実現

平成28（2016）年に神奈川県で発生した障がい者支援施設での痛ましい事件は、社会全体に大きな衝撃と深い悲しみをもたらしました。障がいを理由とする差別や虐待などは、障がいや障がい者に対する理解不足や偏見が原因となって生じることが多く、一層の理解促進が重要です。

障がいのある方に対する理解や正しい認識、ノーマライゼーションの普及、幼少期からの福祉学習など、障壁のない地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要です。

② 地域における生活支援と社会参加の充実

地域の中で自分らしい生活を送るためには、必要なサービスが受けられる体制と、さまざまな形で地域社会とのかかわるための、多様な社会参加の機会や場の提供が求められます。

日常生活を営むうえで必要となる障がい福祉サービスの適切な提供のほか、スポーツや芸術活動、文化活動など、あらゆる分野における活動機会の充実が必要です。

③ 生涯にわたる切れ目のない支援体制の強化

障がいのある方も、障がいのない方と等しく、みずからの決定により社会のあらゆる活動に参加する、平等な機会が保証されなければなりません。

そのためには、生涯のどのライフステージにおいても、総合的な相談支援を提供できる体制の構築と、障がいの程度や生活上で必要とされる保健、医療、福祉、教育など幅広い分野での、切れ目のない支援体制の強化が必要です。

④ 生活の安定と自立への支援

障がいのある方が、その能力や適性に応じて働くことができる環境づくりが必要ですが、就労する機会や場は十分とは言えない状況です。また、施設が請け負う作業の受注機会の減少や対価の低さも課題となっています。

生活の安定のための各種手当の給付のほか、多様な就業機会の確保や、障がい者就労施設等からの物品の調達など、障がいのある方の経済的自立に向けた支援が重要です。

⑤ 安全で暮らしやすい生活環境の整備

障がいのある方が、住み慣れた地域で、安全に安心して暮らし続けるためには、生活のあらゆる場面で障壁のない生活環境や基盤の整備が重要です。

住環境の整備をはじめ、移動しやすい環境の整備、防災対策や防犯対策など、障がい者に配慮した総合的なまちづくりの推進が必要です。

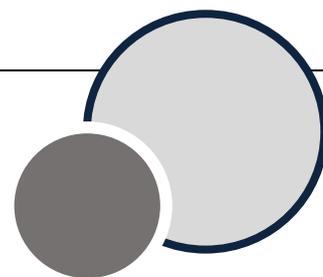
⑥ 障がい者の権利擁護の推進

障がいのある方は、みずからの権利を主張することができないことも多く、他者からの権利侵害を受けやすい状況にあります。虐待や差別などの悪質な権利侵害の防止、身の回りのことや金銭管理ができないケースへの対応など、権利擁護の強化が求められています。

このため、障がいを理由とする差別の解消、障がい者に対する虐待防止、さらには、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

⑦ 障がい児や発達に課題のある児への支援の充実

障がい等のある子どもとその家族に対しては、乳幼児期から成長の段階に応じた、切れ目のない支援の提供と、適切な医療や訓練が受けられる体制整備が重要です。障がい等のある子どもの、持てる能力や可能性を伸ばしていくため、一人ひとりの状況や特性に沿った療育体制や相談支援のさらなる充実が必要です。



1. 基本理念

“みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして”
～輝こう 私らしく あなたらしく～

日本が平成26（2014）年に批准した「障害者権利条約^{*}」は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に、障がい者の権利の実現のための措置などを定めています。

この条約の理念のもと、「障害者基本法」では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざすこととしています。

また、本市ではいつの時代にあっても変わらない、普遍的なまちづくりの基本理念として『岡谷市民憲章』を掲げています。

そのひとつに、「あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまちをつくります」を掲げ、だれもが等しく基本的人権が保障され、人間らしく幸せに生活できるよう、市民一人ひとりが人権意識を高めるための努力を重ねてきています。

本市においては、これらの理念を尊重しながら、これまで「ノーマライゼーションの普及と定着」、「自己選択・自己決定の尊重」を基本理念に、各種障がい者福祉施策を展開してきました。

本計画では、これまでの障がい者福祉計画の基本理念を大切にしながら、第4次岡谷市地域福祉計画に掲げるまちの姿、“みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして”、第3次障がい者福祉計画からの‘輝こう 私らしく あなたらしく’をキャッチフレーズに、障がい者施策の一層の推進を図り、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の形成をめざします。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けた施策推進の基本的な方向性として、以下5つの基本目標を掲げ、障がいのある方が安心して自立した生活ができる地域づくりを進めます。

また、障害者総合支援法第88条第1項の規定による「岡谷市障がい福祉計画」および児童福祉法第33条の20第1項の規定による「岡谷市障がい児福祉計画」を策定しており、それぞれ国の指針に基づき、3年を1期として定めています。

これら計画において、本市における成果目標と活動指標を定めていることから、それら目標値と基本理念の実現に向けた施策を推進するための計画とします。

基本目標1 共生のまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、互いが支えあい、ともに育ちあう社会を実現するため、ノーマライゼーションのさらなる普及と定着に、市民と行政が一体となって取り組みます。

また、地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを行い、地域社会全体で障がいのある方を支援する活動を促進するとともに、学校や家庭、地域がつながる福祉教育の推進に努めます。

基本目標2 地域生活支援の充実

障がいのある方々が、主体性や自主性を持って、自立した生活を送ることができる環境をつくるため、きめ細かな相談支援体制や、障がいの状態に応じた福祉サービスの充実に努めます。

また、福祉、保健、医療の連携を強化し、健康づくりや適切な保健サービス等の包括的な支援の充実に努めるとともに、生活安定のための各種手当の適正な給付により、経済的な自立を支援します。

基本目標3 自立支援と社会参加の促進

障がいのある方が、その能力や適性に応じて、個人の能力を発揮して働くことができるよう、多様な形態の就労の場や職域の拡大を促進します。

また、生きがいのある充実した生活が送れるよう、スポーツや芸術活動、文化活動など、多様な社会参加の機会や場の提供と、日中活動の場の拡充に取り組みます。

基本目標4 暮らしやすい環境の整備

だれもが気軽に外出し、地域で活動できるよう、バリアフリー化をはじめとする地域づくりを推進するとともに、地域住民と連携しながら、防災体制や防犯体制などの充実を図り、安全に安心して暮らせるまちづくりに努めます。

また、障がいのある方への差別や虐待の防止と、権利擁護の推進に取り組みます。

基本目標5 障がい児等への支援の充実

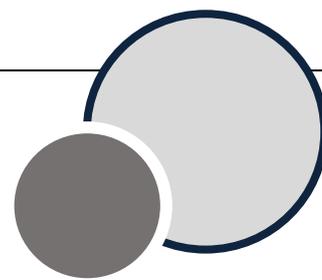
障がいのある子どもや、発達に偏りのある子どもの健全な発達を支援するため、地域の理解促進に向け取り組むほか、切れ目ない一貫した支援に向け、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との一層の連携を図り、支援体制の強化に取り組みます。

このほか、特別支援教育やインクルーシブ教育^{*}の充実に向け、支援が必要な児童生徒が必要に応じて適切な支援を受けられる、連続性のある多様な学びの場の提供に取り組みます。



3. 施策体系

基本目標	主要施策	施策	頁
基本目標 1 共生のまちづくりの推進	1 ノーマライゼーションの推進	(1) 障がいに対する理解の促進 (2) 情報・コミュニケーション支援の充実	25
	2 ボランティア活動の推進	(1) ボランティアの育成 (2) ボランティア活動への支援	27
	3 交流機会の充実	(1) 交流機会の充実	28
	4 福祉学習の推進	(1) 学校における福祉学習の推進 (2) 家庭や地域における福祉学習の推進	29
基本目標 2 地域生活支援の充実	1 相談支援体制の充実	(1) 相談体制の充実 (2) 関係機関等との連携強化	32
	2 障がい福祉サービスの充実	(1) 在宅支援サービスの充実 (2) 地域生活支援サービスの充実	34
	3 保健・医療の充実	(1) こころと身体の健康づくり (2) 保健・医療サービスの充実 (3) 感染症対策の推進	36 37
	4 経済的支援	(1) 各種手当、減免施策等の周知 (2) 医療費等の助成	38
基本目標 3 自立支援と社会参加の促進	1 就労の促進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進	41
	2 芸術文化活動・スポーツ等への参加の促進	(1) 芸術文化活動への参加促進 (2) スポーツ、レクリエーション活動の充実	43
	3 生活基盤の整備促進	(1) 住まいの場の確保・支援 (2) 日中活動の場の確保・充実	45
基本目標 4 暮らしやすい環境の整備	1 暮らしやすい環境の整備	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 外出しやすい環境の整備	49
	2 安全・安心な環境の整備	(1) 防犯・交通安全対策の推進 (2) 災害時の支援体制の充実	51
	3 権利擁護と虐待防止の推進	(1) 成年後見制度の利用促進 (2) 差別の解消と虐待防止の推進	53
基本目標 5 障がい児等への支援の充実	1 早期発見・早期療育の充実	(1) 発達特性の早期発見に向けた支援 (2) 乳幼児期の育成支援の充実	55
	2 保育の充実	(1) 保育園等における支援の充実 (2) 関係機関等との連携の強化	57
	3 教育の充実	(1) 特別支援教育等の充実 (2) 特別支援学校等との連携の推進	59
	4 放課後児童対策の充実	(1) 障がい児学童クラブの運営 (2) 放課後等デイサービス事業の充実	61



基本目標1 共生のまちづくりの推進

障がいのある方が住み慣れた地域の中で、安心して自立した日常生活および社会生活を送るためには、障がいや障がい者に対する市民の正しい理解が必要です。

図13では、ともに生きる社会づくりをめざすため施行された、「障害者差別解消法」を知っているかの問いに、8割近い国民が知らないと回答しており、ノーマライゼーションの理念が十分に理解されているとは言えない状況です。

障がいの有無にかかわらず、互いが支えあい、ともに育ちあう社会を実現するため、ノーマライゼーションのさらなる普及と定着に、市民と行政が一体となって取り組む必要があります。

また、障がいのある方が地域の活動や行事などに参加したり、障がい者にかかわる各種イベントに、多くの市民が積極的に参加したりするなど、相互の交流が盛んとなり、共生のまちづくりを身近なものとして感じるような環境づくりや意識啓発が重要です。

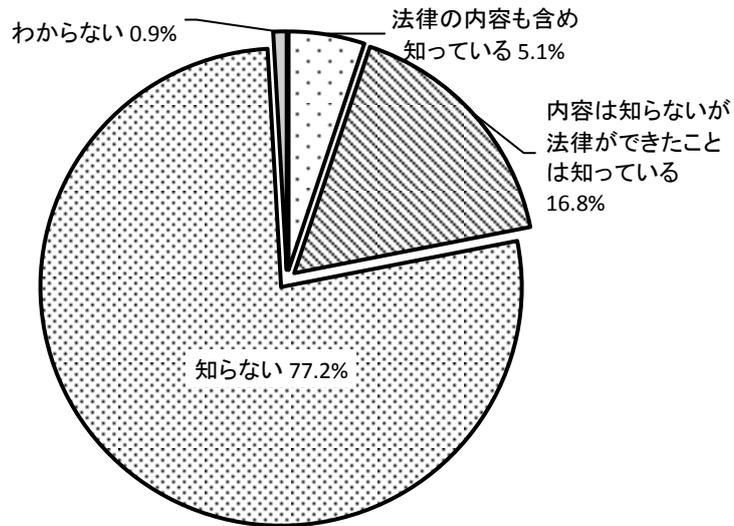
このような環境づくりを推進するためには、ボランティアや障がい者団体等の協力は欠かせません。

図14では、ボランティア活動等にかかわってみたいとする市民も多い状況がうかがえます。社会福祉協議会、ボランティア団体、企業、行政などが障がい者団体と連携や協力をしながら、地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動に参加できるよう、人材育成やボランティア活動の環境づくりを行うとともに、地域社会全体で障がいのある方を支援する活動を促進していくことが必要です。

さらに、福祉学習について、岡谷市社会福祉協議会において、福祉教材の貸し出しや各種体験学習などの事業に取り組んでいます。

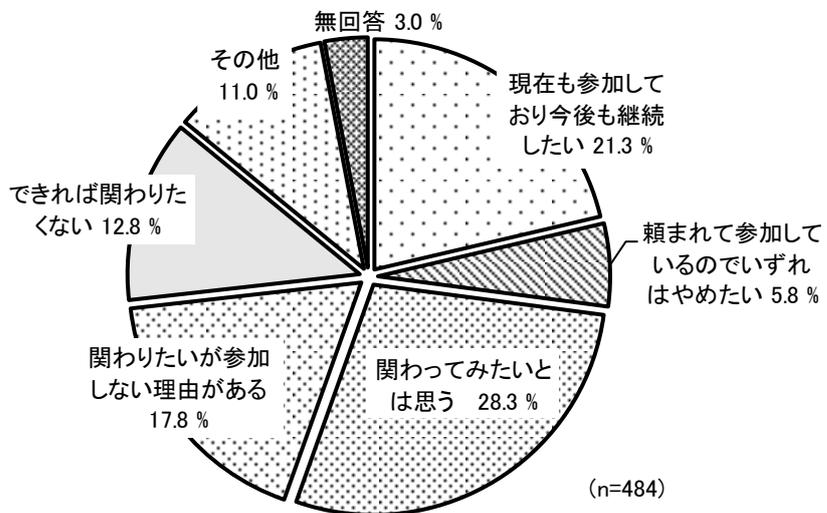
福祉コミュニティの強化を図るためにも、学校や家庭、地域がつながり、地域福祉活動の輪を広げる福祉教育の一層の推進が求められます。

図13 障害者差別解消法の周知度



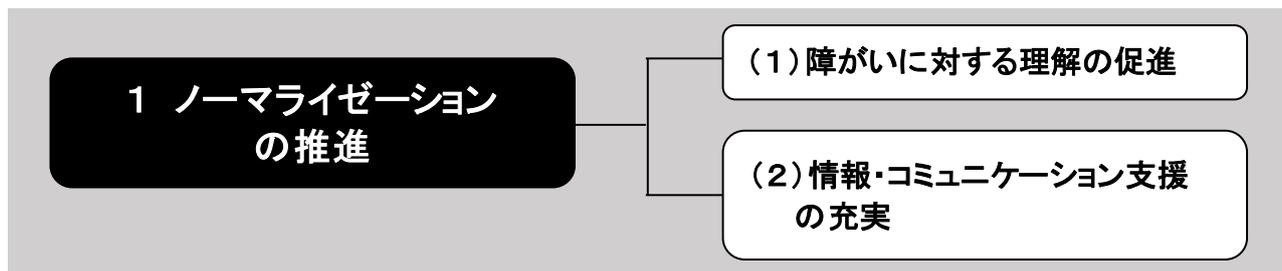
資料:内閣府 障害者に関する世論調査

図14 地域活動やボランティア活動への参加の意向



資料:岡谷市 アンケート調査結果(一般市民を対象)

●主要施策1 ノーマライゼーションの推進



○施策

(1) 障がいに対する理解の促進

障がいおよび障がい者についての正しい理解の普及と人権尊重の精神が深まるよう、市ホームページや広報おかや、福祉や介護に関するガイドブックなどを積極的に活用して、ノーマライゼーションのさらなる啓発・広報活動に努めるとともに、障がい者就労施設等による物品販売会など、市民の皆さんが障がいおよび障がい者を身近に感じていただくような取り組みを進めます。

また、障がいのある方がサービスの受け手としてだけでなく、サービスの企画者や担い手として積極的に社会に参加することができるよう、社会参加のための条件整備や、自立意識の向上に取り組めます。

このほか、障がい者福祉施策に関する市民意識の把握に努めるとともに、障がい者や関係団体等から意見や要望などを聞く機会を設けるなど、広聴活動の充実に努めます。

(2) 情報・コミュニケーション支援の充実

障がいのある方が、必要な情報に円滑にアクセスし、情報を取得することができるよう、情報バリアフリー化を推進するとともに、障がい特性に応じた情報伝達サービスにかかる、アクセシビリティ*の向上に取り組めます。

また、意思表示やコミュニケーションを円滑に行えるよう、意思疎通を援助する人材の育成や、支援機器の提供などの取り組みを通じて、意思疎通支援の充実に図ります。

このほか、行政において、障がい者とその家族に対して、関係機関等と連携を図りながら、有効な情報提供を行うとともに、高度化する情報通信の特性を活かしたITコミュニケーションの支援の充実に努めます。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課等
障がい者福祉意識の普及事業	「障害者雇用支援月間(9月)」、「精神保健福祉月間(10月)」、「障害者週間(12月3日～9日)」、「人権週間(12月4日～10日)」など、さまざまな機会を活用し、障がいのある方に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
障がい者福祉制度のガイドブックによる広報	障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、主な福祉制度の内容を掲載したガイドブックによる広報に取り組みます。	社会福祉課
『障害者週間』期間中の物品販売	12月の障害者週間にあわせ、広く市民の皆さんに障がい者就労施設を身近に感じていただく機会として、諏訪圏域の障がい者就労施設の物品販売会を市役所で開催します。	社会福祉課等
情報バリアフリー化事業	点字での情報提供の普及に限らず、音声コードの周知と活用による視覚障がい者への支援など、情報バリアフリーを推進します。	全庁 社会福祉協議会
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者の社会参加やコミュニケーションを促進するため、会議や講演会、各種手続き等へ手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	社会福祉課 社会福祉協議会
手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者と円滑な日常会話ができるよう、手話奉仕員養成講座を開催し、支援者の人材育成を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会
補装具・日常生活用具支給事業	情報のバリアフリーのため、補聴器や視覚障害者用活字文書読上げ装置など、各種情報機器等の購入を支援します。	社会福祉課



「ありがとう」

●主要施策2 ボランティア活動の推進

2 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアの育成

(2) ボランティア活動への支援

○施策

(1) ボランティアの育成

市民がボランティア活動に関心を持ち、参加意欲を高め、ボランティアへのきっかけとなるような広報や啓発活動を推進するとともに、ボランティア活動の拠点としてボランティアセンターを運営する、岡谷市社会福祉協議会と連携し、ボランティア講習会を開催するなど、さらなるボランティア人材の育成を図ります。

また、地域において、ボランティアなど地域福祉活動を担う人材の確保と育成が行われるよう、各種研修会や情報提供等を通じ、人材の発掘や人材育成の支援に努めます。

(2) ボランティア活動への支援

障がいのある方を含め多くの市民が、さまざまなボランティア活動に参加しやすくなるよう、岡谷市社会福祉協議会を中心に情報提供やボランティアコーディネート機能の充実と強化に努めます。

また、岡谷市社会福祉協議会との連携により、各種ボランティア団体をはじめ、企業ボランティア、保健福祉活動を推進しているボランティア活動への支援に取り組みながら、さらなる登録者数の増加に努めます。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
おかやボランティア連絡協議会との連携	おかやボランティア連絡協議会が実施する各種事業を支援するとともに、さまざまな事業等に連携して取り組みます。	社会福祉協議会
地域活動いとぐち教室の開催	ボランティアに興味のある方などを対象に、活動の第一歩へのきっかけづくりとなる教室を開催します。	生涯学習課 社会福祉協議会
ボランティア保険の普及・加入促進	安心してボランティア活動に取り組めるよう、活動中の事故等に対するボランティア保険への助成を行い、加入を促進します。	社会福祉協議会

●主要施策3 交流機会の充実

3 交流機会の充実

(1) 交流機会の充実

○施策

(1) 交流機会の充実

障がい者の「完全参加と平等」の実現をめざし、障がいのある方と多くの市民との交流やふれあいを進めるため、各種団体等で組織する岡谷市障害者福祉推進実行委員会*が実施している「ふれあい祭り」等を支援し、一層の充実を図ります。

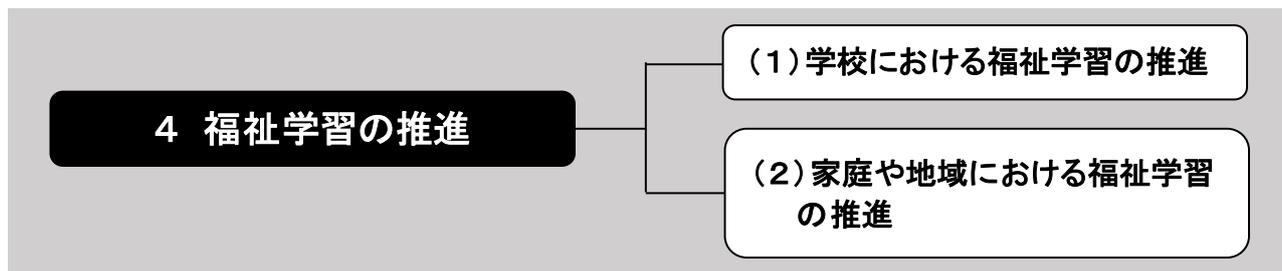
また、市が主催するさまざまなイベントに障がいのある方が積極的に参加し、障がいのない方とともに活動する機会が確保されるよう、企画段階からの参画、実施過程での配慮やボランティア等の協力体制の充実に努めます。

○主な事業

【岡谷市障害者福祉推進実行委員会事業】

施策・事業名	事業の内容	担当課
ふれあいおどり連の岡谷太鼓祭りへの参加	障がい者と市民がお互いにふれあい、親睦を深めるとともに、障がい者が全市的なイベントに参加する喜びを味わってもらうため、ふれあいおどり連として太鼓祭りに参加します。	社会福祉協議会 各関係団体
ふれあいの集いの開催	障がい者や介護者、ボランティア等が、ぶどう狩りやゲームなどの共同の体験の場を通じて交流、親睦を深めます。	社会福祉協議会 各関係団体
ふれあい祭りの開催	障がい者や市民が一堂に集まり、出店やゲームなどの体験を通じて、理解を深め、心の交流の場となるよう開催します。	社会福祉協議会 各関係団体
福祉バザーの開催	バザーを通じ、障がい者の理解と社会参加の促進を図ります。	社会福祉協議会 各関係団体

●主要施策 4 福祉学習の推進



○施策

(1) 学校における福祉学習の推進

本市では、岡谷市社会福祉協議会が市内の全小・中・高等学校を「社会福祉推進校」に指定しています。今後も、学校における福祉学習の一層の充実を図るため、教育委員会と岡谷市社会福祉協議会との連携により、福祉学習会や障がい者、高齢者等との交流活動の推進に努めます。

また、学校における福祉学習、総合的な学習の成果を、市民に披露する機会の提供に取り組みます。

(2) 家庭や地域における福祉学習の推進

子どものころから障がいおよび障がいのある方についての理解や人権尊重の精神が深まるよう、家庭における福祉学習を促進するための啓発活動に努めます。

また、生涯学習活動として、親子で福祉について学べる機会を設けるほか、だれもが保健や福祉について身近に学習することができる機会の充実に努めます。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
社会福祉推進校事業	市内小中高全校を社会福祉推進校に指定し、教育委員会や学校と連携を図りながら、学校における福祉教育を推進します。	社会福祉協議会 教育総務課
ボランティア活動体験事業(サマーチャレンジ)	ボランティア活動へのきっかけづくりとして、中学・高校生などを対象に、夏休み期間中に市内の福祉施設等でのボランティア活動をコーディネートし、社会参画の意識高揚につなげます。	社会福祉協議会 受入施設等
福祉教材貸出事業	福祉教材となるDVD、車いす、高齢者疑似体験セット、点字器等の貸出しを行い、福祉教育の推進を図ります。	社会福祉協議会
障がいを理解するための学習会の開催	障害者週間に合わせて、障がいのある方を理解し、応援していただける方を増やすための学習会を開催します。	社会福祉協議会
福祉大運動会	ハンデのある方々の福祉の向上と体力の維持向上、家族の親睦を図るため、ハンデサポートおかやが主催し関係団体と協力しながら開催します。また、ボランティアとして子どもたちが参画するなかで、障がいのある方への理解を深め、福祉学習の推進を図ります。	関係団体等 教育総務課

基本目標2 地域生活支援の充実

悩みごとや心配ごとについての相談先として、アンケート調査結果を示した図15では、家族や親戚が8割以上と最も多く、市の職員など障がい福祉に携わる者へ相談する方が少ない状況がうかがえます。障がいのある方本人や、その家族が希望する生活を実現させるため、障がいや日常生活に関することを気軽に相談でき、適切な相談支援を提供できる体制の充実が必要です。

また、一人ひとりの障がいの状況や能力、意向の把握に努め、各分野の関係機関と情報を共有しながら、就学前から就学、就業に至るまで、地域生活を生涯にわたって一貫して支援する体制が求められています。

図16では、将来の生活の希望として、自宅で家族や親族と暮らしたいとする方が半数以上となっています。障がいのある方が可能な限り、住み慣れた地域において、その家族とともに安心して生活していくためには、障がいの種類、生活状況に応じて在宅福祉サービスを充実させていく必要があります。

一方、福祉施設やグループホームでの暮らしを望む方もいます。

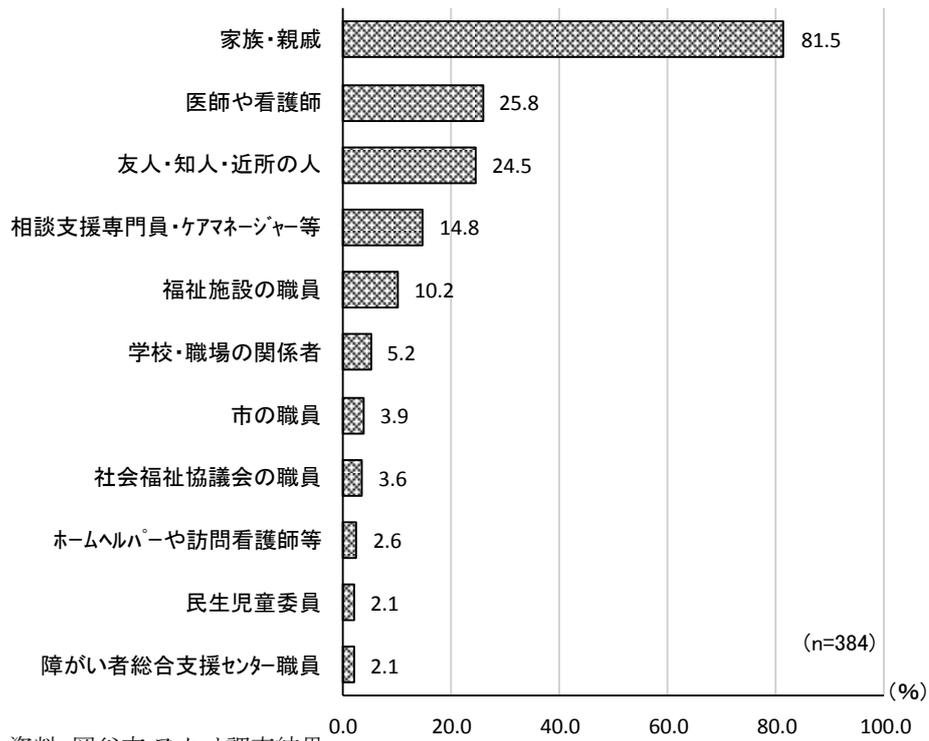
地域移行を着実に進める一方、障がいのある方のニーズに応じた施設のあり方も問われています。

また、障がいのある方の地域での生活を支えるためには、生活基盤の安定に向けた支援が必要です。各種手当や税の減免制度、さらには医療費に対する支援など、的確な経済的支援と、一層の制度の周知が求められます。

さらには、精神障がい者が増加している現状からは、地域や家庭、職場などにおいて、お互いに見守り、助けあえるよう、こころの健康づくりを進める必要があります。

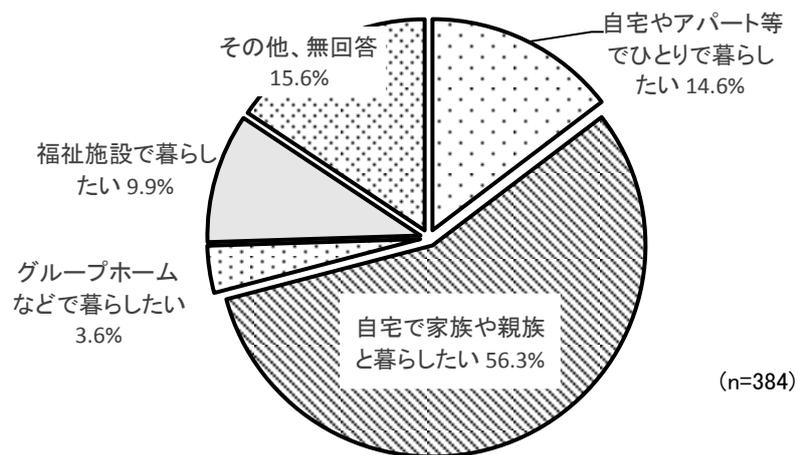
また、障がいのある方もない方も、一人ひとりが健康的な生活習慣の重要性に関心と理解を深め、主体的に健康増進に努めるとともに、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症など、さまざまな感染症に対する感染予防対策に関する周知と支援が必要です。

図15 悩みごとや心配ごとの相談先



資料:岡谷市 アンケート調査結果

図16 将来の生活の希望



資料:岡谷市 アンケート調査結果

●主要施策 1 相談支援体制の充実

1 相談支援体制の充実

(1) 相談体制の充実

(2) 関係機関等との連携強化

○施策

(1) 相談体制の充実

障がいのある方がみずからの意思に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、障がいの種類や年齢、性別、状態等に応じた、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、市の相談窓口、相談支援事業所および諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」*において、障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言のほか、障がい福祉サービスの利用支援および地域生活に必要な相談支援を行います。

さらに、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会*により、中立で公平な相談支援事業の実施と地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発や改善等に向けた取り組みを推進します。

(2) 関係機関等との連携強化

より専門的な相談支援につながるよう、身体障害者更生相談所*、知的障害者更生相談所*、児童相談所、精神保健福祉センター*など、専門機関の相談窓口の周知を図るほか、これら専門機関等との連携強化を図ります。

また、高次脳機能障害*に関しては、県内4か所の医療機関が「高次脳機能障害支援拠点病院」として、診断や相談支援を実施していることから、一層の周知に努めます。

このほか、地域において見守りや相談活動に取り組む民生児童委員との連携を強化し、要配慮者に関する情報提供を行うなど、地域住民の状況の的確な把握と福祉ニーズの掘り起こしに努め、地域住民に寄り添った福祉活動の推進を図ります。

また、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と顔が見える関係づくりに努め、地域全体の相談支援の対応力向上に取り組めます。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課等
相談窓口の周知	市のホームページや広報誌、ガイドブックなどを活用し、相談窓口の広報を積極的に行うとともに、障がいの種別などに応じた専門機関や関係機関の周知に取り組みます。	社会福祉課
相談支援の充実	障がいのある方やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用支援などを行うとともに、関係機関等との調整を行います。	社会福祉課
諏訪地域障がい福祉自立支援協議会	行政や関係機関等で組織し、障がい福祉サービスの適切な運用や相談支援事業の適正な運営体制を確保するため、相互連携を深めるとともに、地域における課題を協議します。	社会福祉課
福祉総合相談事業	自立の援助に向け、さまざまな課題の相談に応じ、関係機関と連携して適切なサービス利用につなげます。	社会福祉協議会



2 障がい福祉サービスの充実

(1) 在宅支援サービスの充実

(2) 地域生活支援サービスの充実

○施策

(1) 在宅支援サービスの充実

障がいのある方の日常生活や社会生活を支援するため、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費など自立支援給付の適切な給付および地域生活支援事業の推進などにより、在宅支援サービス等の充実を図ります。

また、障害者総合支援法による訪問系の障がい福祉サービスの仕組みや、内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう、一層の普及に努めるとともに、必要なサービスを適切に提供するため、さまざまな機会を利用してサービス利用者のニーズの把握に努めます。

このほか、岡谷市社会福祉協議会と連携し、既存の公的福祉サービスや民間サービスだけでは担えない支援の提供と、事業の周知に努めます。

(2) 地域生活支援サービスの充実

障がいのある方が、日中活動を通じて地域での社会参加ができるよう、さまざまなニーズに応じた日中活動の場の拡充を図るとともに、本人の能力や特性に応じて、自己選択・自己決定のもとに安心して利用できる日中活動系のサービス提供体制の確保に努めます。

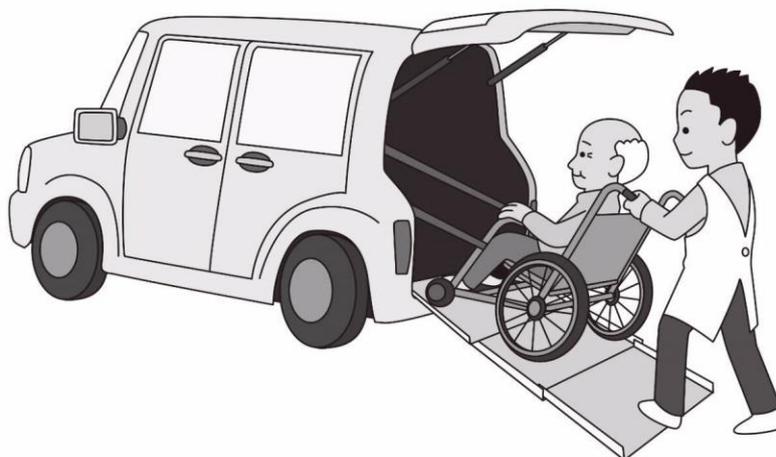
また、入所施設や医療機関からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家庭の事情で在宅では必要な支援が得られない方や、家族から独立して生活したい方など、個々の状況やニーズに即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の充実や入居支援に取り組みます。

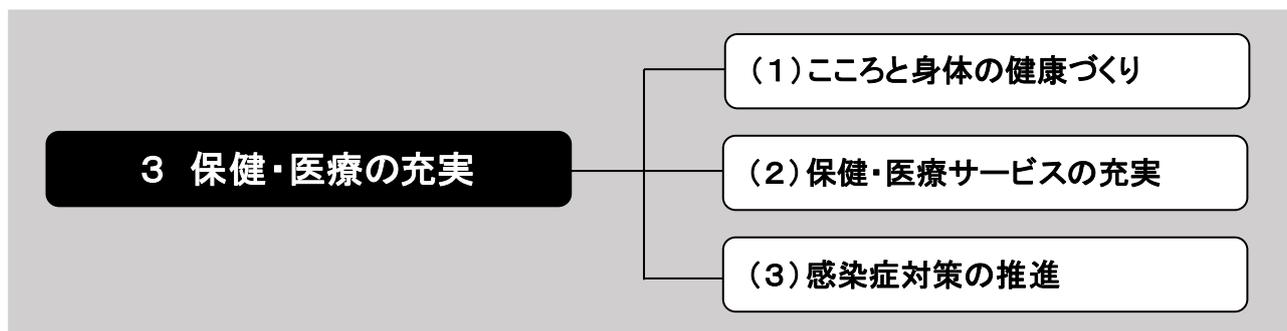
なお、地域移行が難しい方に対しては、適切に施設入所の支援を図ります。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
自立支援給付	介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費など、障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。	社会福祉課
地域生活支援事業	障がいのある方が、能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、社会福祉協議会と連携しながら、各種事業に取り組めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
住民参加型在宅福祉サービス(まゆっこサポート)	協力会員が家事や買い物などの生活支援を行い、お互いに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進します。	社会福祉協議会
車いす移送車レンタカー事業	車いす使用者や障がいなどがある方の世帯に、車いす移送車両の貸し出しを行い、生活圏の拡大を支援します。	社会福祉協議会
グループホーム施設整備事業補助	社会福祉法人等が設置する共同生活援助に使用する住居(グループホーム)の施設整備に対し、市独自による補助を行います。	社会福祉課

※障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスの円滑な実施を確保するため、「第6期岡谷市障がい福祉計画」、「第2期岡谷市障がい児福祉計画」において、必要なサービス量や確保方策等を定めます。





○施策

(1) こころと身体の健康づくり

障がいの有無を問わず、みずからが日常生活の中で健康づくりに積極的・自発的に取り組めるよう、各種保健サービスや広報活動やイベント活動などあらゆる機会を活用し、自分の健康は自分でつくる意識の普及を図ります。

また、各種関係団体や関係機関と連携しながら、個人の健康づくりの取り組みを支える環境づくりに努めるほか、生活習慣病のリスクを持った方に対しては、個人の状態に応じた支援を行い、生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組めます。

睡眠などの休養やこころの健康などに関する正しい知識の普及のため、各種保健事業を通じて、こころの健康づくりを推進するほか、悩んだときや困ったときに相談につなげることができるよう、相談窓口の周知など環境づくりに努めます。

さらに、岡谷市自殺対策計画に基づき、相談を受ける機会の多い相談支援専門員などの支援者を対象に、ゲートキーパー^{*}養成講座を開催し、早期発見、支援へのつながりの強化に努めます。

(2) 保健・医療サービスの充実

障がいのある方やその家族が、気軽に健康について相談できるよう、訪問指導を含めた健康相談の充実を図るとともに、各種健康診査等の周知や啓発を行い、障がいに配慮した健康診査や保健指導に取り組めます。

また、医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携を図りながら、かかりつけ医やかかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つよう周知と啓発を図るとともに、歯科治療については、引き続き、諏訪保健福祉事務所、歯科医師の協力により「在宅重度心身障害児（者）訪問歯科健診等事業」の実施に取り組めます。

また、医療ソーシャルワーカーによる相談事業や地域リハビリテーション体制の充実など、身近な地域で質の高い医療が利用できるよう、地域に密着した総合医療を提供する岡谷市民病院などと連携し、地域医療体制の充実を図ります。

(3) 感染症対策の推進

令和2（2020）年1月に、国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、急激な勢いで感染者数が増加し、収束が見通せない状況が続いています。

ワクチンや抗ウイルス薬が実用化されるまでの間、新型コロナウイルスとの共存を図るため、「密閉、密集、密接の3密」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行など基本的な感染予防の実践や、「新しい生活様式」の定着を推進します。

また、障がい福祉サービス事業所や障がい者支援施設は、本人やその家族の生活を継続するうえで欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提に、各種サービスが継続的に提供されることが重要です。このため、毎日の検温の実施や、体調の確認を行うなど、日ごろから利用者の健康の状態や、変化の有無等に留意するよう喚起に努めます。

このほか、さまざまな感染症に対する予防の重要性や正しい情報を関係機関と連携して提供し、知識の普及啓発に努めるとともに、感染症の発生と蔓延防止のため、予防接種率の向上に取り組みます。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
健康づくり推進事業	生活習慣病の予防や健康の保持増進に向けた正しい知識や情報を提供するため、講演会や運動講習会、イベントや各種教室、健康相談等を実施し、健康の保持増進のための啓発を行います。	健康推進課
健診推進事業	各種がん検診、歯科健診などを実施し、疾病の予防、早期発見、早期治療の促進に努めます。	健康推進課
自殺対策推進事業	岡谷市自殺対策計画に基づき、ゲートキーパー養成講座や相談窓口の周知など、地域における自殺対策の強化に取り組みます。	健康推進課
感染症の予防対策	新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、新しい生活様式の定着を推進するほか、さまざまな感染症の予防と蔓延防止に取り組みます。	全庁

●主要施策4 経済的支援

4 経済的支援

(1) 各種手当、減免施策等の周知

(2) 医療費等の助成

○施策

(1) 各種手当、減免施策等の周知

障害者手帳の窓口交付時などを活用して、特別障害者手当、特別児童扶養手当などの各種手当や、障害年金などの制度の周知に努めるとともに、所得税や住民税の障害者控除、利子等の非課税制度、自動車税や自動車取得税の減免制度等についても、より一層の周知に取り組みます。

また、JR（鉄道・バス）運賃の割引、バスやタクシー運賃の割引、有料道路通行料の割引、NHK受信料の減免、郵便物の減額および無料扱いなどについて、制度の周知に努めます。

(2) 医療費等の助成

障がいのある方の早期の適切な受療と、医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部を市が給付する福祉医療費給付金制度や自立支援医療費給付などの制度の周知を図り、対象者が確実に給付を受けられるよう取り組みます。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
重度心身障害児童福祉年金	市独自の事業として、精神または身体に重度若しくは重度に準ずる障がいのある児童の家庭を対象に、福祉年金を支給します。	社会福祉課
シルキーバス・スワンバスの運賃割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の、シルキーバス、スワンバスの乗車運賃の割引を行います。	商業観光課
総合福祉センター大浴場利用料の免除	総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）の大浴場の使用料について、市内在住の障がい者の方は無料とします。	社会福祉課 社会福祉協議会
福祉医療費給付金制度など医療費の助成	障がい者の医療費の一部を助成する福祉医療費給付事業のほか、各種医療費の助成制度の周知に取り組みます。	社会福祉課 医療保険課

基本目標3 自立支援と社会参加の促進

障がいのある方が地域で自立した生活を営むうえで、社会の中で役割を持つことや、就労により経済的に自立することの意義は極めて大きいものがあります。

図17では、長野県の民間企業における障がい者の雇用は、増加傾向がうかがえますが、職場への定着や新たな分野における就労先の開拓など、障がいのある方のさらなる一般就労を促進するためには、雇用する側の企業や職場での理解と協力が不可欠です。

教育機関、ハローワーク、企業、障害者就業・生活支援センター*などの関係機関が連携を図りながら、障がいのある方の雇用の理解促進を図り、受け入れ態勢を整えていくとともに、障がいの状況に適した職業能力の開発や職場適応のための訓練などを一貫して行う就労支援体制の充実が必要です。

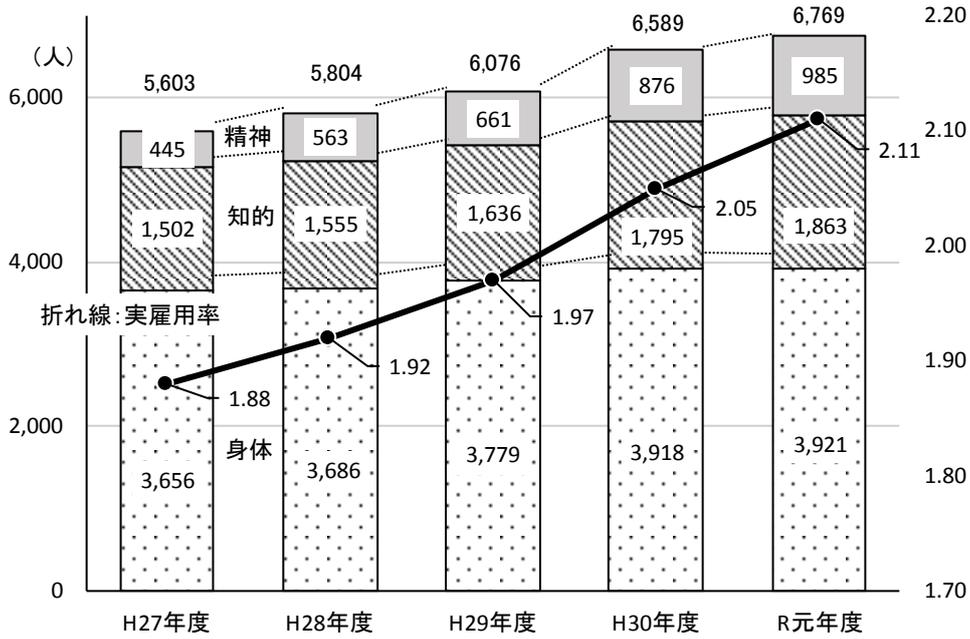
一方、一般企業などで働くことが困難である場合には、一人ひとりの状態に応じた日常生活の場や福祉的就労の場を確保する必要があり、福祉分野と雇用分野の連携は欠かせません。

図18は、就労継続支援B型事業所*の平均工賃額の推移を示してありますが、増加傾向はうかがえるものの、障害年金とあわせても、地域で自立した生活を送るためには、その額は不足している状況にあります。工賃アップに向けた企業等との連携や、障がい者就労施設等からの物品等の調達のさらなる推進が必要です。

また、障がいのある方の生活を豊かなものとし、どの年代にあっても活躍の場を得ることができるよう、芸術や文化、スポーツ活動など社会参加の機会を持つことは、生活の質の向上や自分らしい暮らしを営むうえで重要であり、社会参加活動を通じて地域の人との交流や、障がいのある方に対する理解の促進にもつながります。ライフステージにあわせた社会参加ができるよう、生涯学習の機会と提供の充実が必要です。

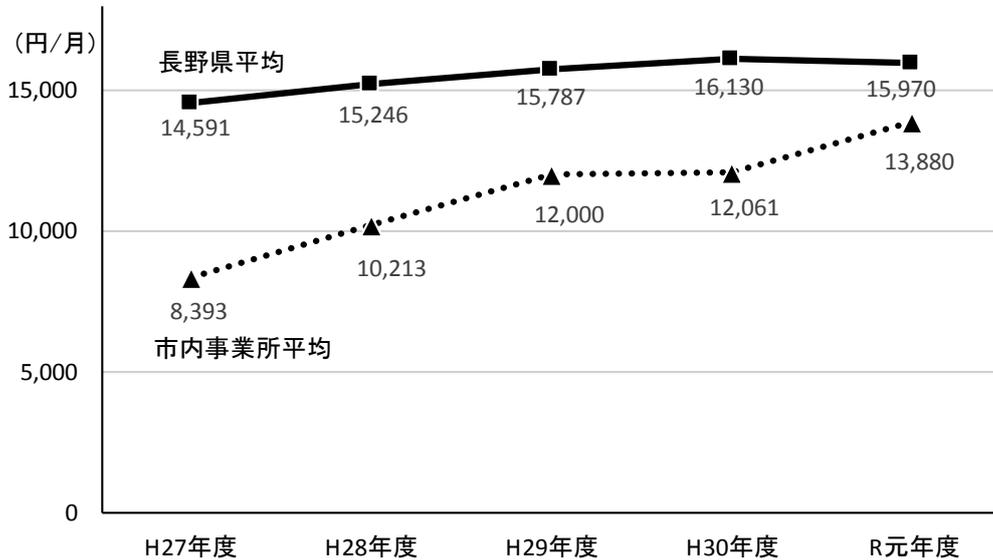
さらに、障がいのある方とその家族が日常生活における不便さを感じることなく、安全に安心して暮らしていくために、住環境の整備が大切であり、住宅改修に関する相談や支援制度のより一層の周知が必要です。また、地域での生活を支援するため、日中の活動や活躍の場の確保と、機能の充実も求められています。

図17 長野県の民間企業における雇用障がい者数等の推移



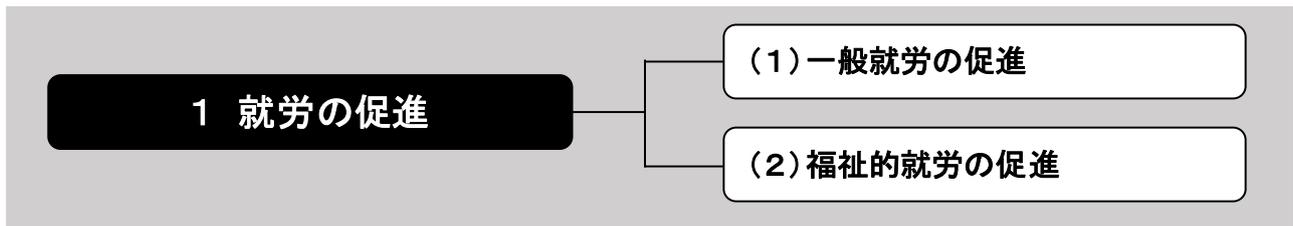
資料:長野労働局公表データより

図18 就労継続支援B型事業所の平均工賃額



資料:長野県公表データより

(1人1月当たりの工賃支払平均額)



○施策

(1) 一般就労の促進

一般就労をめざす方の雇用促進を図るため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図るほか、就労移行支援の活用、職場実習の推進や、雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援まで、一貫した支援の提供に取り組みます。

また、9月の「障害者雇用支援月間」のみならず年間を通じて、雇用の促進と定着化のため、積極的な雇用促進運動を展開し、市民に対して啓発を行います。

さらに、民間企業への就労拡大を図るため、ハローワーク等と連携し、各種雇用助成金制度の周知や、市独自の支援制度の活用促進を図り、市内民間企業での雇用や受け入れを支援します。

(2) 福祉的就労の促進

一般企業等での就労が困難な方の就労機会や活躍の場となる就労継続支援事業について、情報提供と相談支援に努めるとともに、障がい者就労施設等の安定的な仕事の確保に向け、民間企業の理解促進を図るほか、セルフセンター協議会^{*}による共同受注事業の活用の周知に努めます。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき「岡谷市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労施設等からの物品の購入や役務の提供を積極的に推進するとともに、民間企業などにおいても調達が促進されるよう周知に努め、働く人たちの工賃向上をめざします。

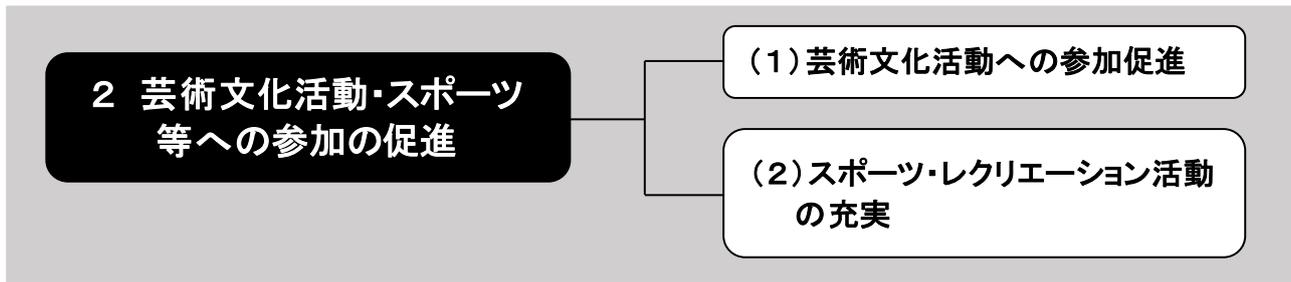
さらに、さまざまなイベントなどの機会を活用し、障がい者就労施設等の物品販売スペースの確保や、売り上げの拡大を図り、販売促進を支援します。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課等
インターンシップ促進補助金	特別支援学校の生徒がインターンシップを行った場合、受入れ事業主に補助金を交付することで一般就労を支援します。	工業振興課
障がい者就労体験補助金	障がい福祉サービス事業所が行う就労体験に対して、受入れ事業主に補助金を交付することで、障がい者の就労移行を支援します。	工業振興課
障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の策定	積極的に物品・役務を調達するため、調達目標額などを定めた市独自の方針を毎年策定し、達成できるよう全庁あげて調達の推進を図ります。	全庁
『障害者週間』期間中の物品販売	12月の障害者週間にあわせ、広く市民の皆さんに障がい者就労施設を身近に感じていただく機会として、諏訪圏域の障がい者就労施設の物品販売会を市役所で開催します。	社会福祉課等



『障害者週間』期間中の市役所ロビーにおける販売会の様子



○施策

(1) 芸術文化活動への参加促進

障がいのある方の生活を豊かにするとともに、市民の障がいに対する理解と認識を深めるため、長野県障がい者文化芸術祭への出品の取りまとめや、作品展などの発表の場を設けるなど、文化活動への参加を支援します。

また、芸術文化活動の場に障がい者が参加しやすい環境の整備や必要な支援を行うとともに、文化活動に関する広報を充実させ、各種催しの際には、主催者の理解と協力を得て、手話通訳者や要約筆記者の積極的な派遣を図ります。

さらに、地域において芸術文化活動に親しむことができるよう、施設や設備のユニバーサルデザイン化^{*}を推進するとともに、図書館においては、大活字本や点字図書の充実のほか、ボランティア団体の協力による点字目録の作成など、障がいにより書籍について視覚による表現の認識が困難な方への、読書環境の整備を推進します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がいのある方がスポーツに積極的に取り組めるよう、岡谷市スポーツ推進委員や(公財)岡谷市スポーツ協会と連携して、障がい者スポーツを支える指導者を育成するとともに、気軽にスポーツを楽しむことができる機会の提供に努めます。

また、障がい者団体等と連携し、諏訪地区および長野県障がい者スポーツ大会に、より多くの障がい者が参加できるよう周知を図ります。

このほか、レクリエーション活動を通じて、障がいのある方の体力増強、交流、余暇活動などを支援するため、各種レクリエーション大会や運動会などを開催し、社会参加の機会の充実に努めます。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
障がい者地域生活支援事業	ハンデサポートおかやなどの関係団体とも連携し、芸術・文化講座、スポーツ教室、スポーツ大会などを開催し、障がいのある方の自立と社会参加を促進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
諏訪地区障がい者スポーツ大会	県、6市町村、各種団体、関係機関で組織する実行委員会により大会を開催し、障がい者の体力の維持増進や社会活動への参加を促進します。	社会福祉課 関係団体等
福祉大運動会(再掲)	ハンデのある方々の福祉の向上と体力の維持向上、家族の親睦を図るため、ハンデサポートおかやが主催し関係団体と協力しながら開催します。また、ボランティアとして子どもたちが参画するなかで、障がいのある方への理解を深め、福祉学習の推進を図ります。	関係団体等 教育総務課
障害者余暇活動支援事業補助金	障がい者福祉団体等が実施する旅行事業に対し、補助金を交付することにより、障がい者とその家族の福祉向上を図ります。	社会福祉課



3 生活基盤の整備促進

(1) 住まいの場の確保・支援

(2) 日中活動の場の確保・充実

○施策

(1) 住まいの場の確保・支援

市営住宅の適正な供給など、住宅セーフティネットの充実に引き続き取り組み、住宅の確保に配慮を要する方の安定した暮らしを支援するとともに、地震に備えた住宅の耐震診断や耐震改修事業を進め、安全・安心な住まいづくりに取り組みます。

また、障がい者が居住している住宅について、生活しやすいよう改修するための費用の助成を行い、在宅生活における身体的な負担や介護者の負担などの軽減を図ります。

(2) 日中活動の場の確保・充実

精神障がい者等の日中活動の場として、創作的活動や生産活動を行う地域活動支援センターの運営を支援するとともに、日中一時支援事業の登録を促して活動の場を確保するなど、一層の利用促進に努めます。

なお、ハンデサポートおかや*が、おかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）で運営している喫茶と売店では、多くの障がいのある方が、意欲を持って接客等を行っています。今後も、多くの市民に利用してもらえるよう周知を図るとともに、運営の安定や販路拡大を支援します。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
市営住宅長寿命化計画の推進	計画期間内における修繕管理・改善事業については、可能な範囲でバリアフリー化など福祉対応型に取り組みます。	都市計画課
住宅等耐震診断事業	住居の地震に対する安全性への意識の啓発や、耐震改修を促進するため、診断士を派遣し耐震診断を行います。	都市計画課
障害者住宅改修費補助金	居住している住宅を障がい者が生活しやすいように改修する経費や、日常生活を容易にするための福祉機器を設置する経費に対し、補助金を交付します。	社会福祉課
地域活動支援センターの運営支援	市内の障がい者が利用する、ひだまりの家、身体障がい者デイサービス和楽、ひまわりの里の運営を支援します。	社会福祉課
障がい福祉サービス事業所等による日中一時支援	障がい者等に活動の場を提供し、見守り等を行う日中一時支援事業について、サービスを提供する障がい福祉サービス事業所や障がい者支援施設等の登録を促します。	社会福祉課



基本目標4 暮らしやすい環境の整備

障がいのある方が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、公的施設、公共交通機関、歩行空間など屋内外の生活空間において、段差などの障壁を取り除くことが必要です。

このため、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建物や道路（歩道）、鉄道およびバスなどの公共交通機関、その他公共施設がだれもが利用しやすい施設となるよう整備、改善を推進していく必要があります。

また、ハード面だけでなく、障がいのある方が安全に安心して外出できるよう、地域住民一人ひとりが協力できることについて、意識啓発していくことも大切です。

図19では、緊急時の連絡先を地域の方々に伝達しているかの問いに、多くの方が伝えていない、または必要性は感じているが伝えていない方が多い状況です。

災害時、緊急時に支援を必要とする障がいのある方に対して、適切な対応を行い、安全・安心な暮らしを支援するとともに、みずから避難することが困難な方に対し、地域の力を借りて避難できる防災対策のさらなる充実が必要です。

このほか、障がいのある方を犯罪被害や消費者被害、交通事故などから守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止、交通安全対策に向けた取り組みを推進する必要があります。

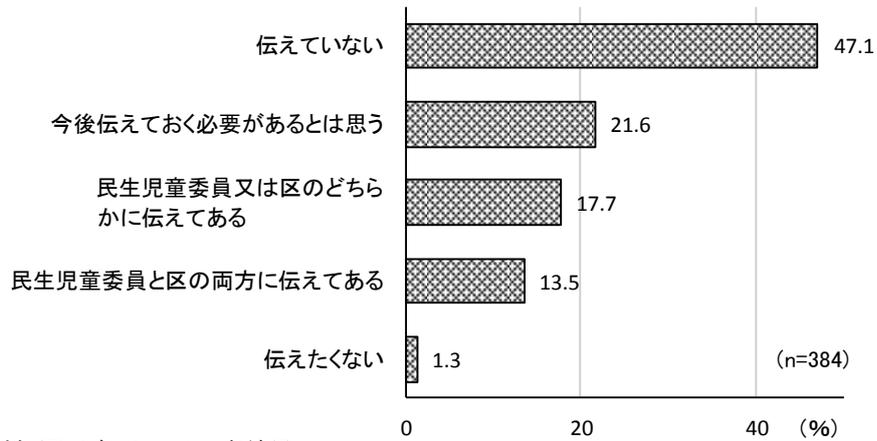
また、図20では、成年後見制度の認知度について、知っていると回答した方は3分の1程度であり、認知度は低い状況がうかがえます。

判断能力が不十分な障がいのある方が財産管理などの援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、成年後見制度のさらなる周知啓発と利用促進を図る必要があります。

さらには、障がいのある方の尊厳を守り自立と社会参加を推進するため、虐待や権利侵害の防止など、障がいのある方の権利擁護のための取り組みを着実に推進する必要があります。

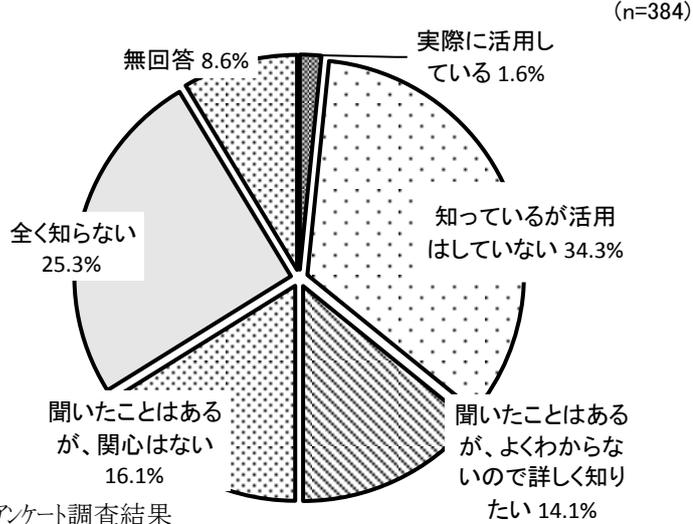
なお、成年後見制度の利用を促進するため、本市の基本方針や推進する施策をまとめた「岡谷市成年後見制度利用促進基本計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）」を別に定めます。

図19 緊急時の連絡先の伝達状況



資料: 岡谷市 アンケート調査結果

図20 成年後見制度の認知度



資料: 岡谷市 アンケート調査結果

●主要施策 1 暮らしやすい環境の整備

1 暮らしやすい環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 外出しやすい環境の整備

○施策

(1) 福祉のまちづくりの推進

障がい者などが、施設等を安全かつ快適に利用できる福祉のまちづくりを推進するため、公共施設の建設や改修にあたっては、引き続き「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」および「長野県福祉のまちづくり条例」などにに基づき、スロープまたはエレベーターの設置などに配慮した設計と施工に努めます。

また、都市公園などの出入り口やトイレの改修をはじめとしたバリアフリー化を図るとともに、障がい者団体や関係団体からの意見や要望の調整を図りながら、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

さらに、道路環境については、安全に通行できる歩行者環境の整備を推進するとともに、歩道の障害物等が通行の妨げにならないよう、引き続き啓発を行い、歩行空間の確保に努めます。

このほか、安全に安心して外出できる環境づくりを目的に作成している「おかやバリアフリーガイドマップ」の内容の充実に努めるほか、ヘルプマーク^{*}やヘルプカード^{*}の一層の普及・周知に取り組みます。

(2) 外出しやすい環境の整備

自家用自動車による外出を支援するため、身体障がい者の自動車運転免許の取得に要する経費や、身体障がい者みずからが運転する自動車の改造に要する経費について助成します。

また、障がい者等用の駐車場が適正に利用されるよう、信州パーキング・パーミット制度^{*}の一層の周知と、届出施設の拡大に取り組みます。

さらに、公共交通として運行している福祉タクシーや、市民バス「シルキーバス」等の効率的な運用や、より利用しやすい運行に向けた見直しなどに努めるほか、ノンステップバスの導入や、障がいのある方などに配慮した停留所の整備、案内表示の改善について、事業者や関係機関とともに取り組みます。

このほか、施設等における補助犬の同伴による利用が円滑になるよう、「身体障害者補助犬法」の周知を図り、補助犬への注意事項やルールについて市民の理解を促進します。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課等
障がい者等に配慮した公共施設等の整備・改修	公共施設などの建設・改修・改良にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備等に取り組みます。	全庁
GISバリアフリーマップの提供	国土交通省の「バリアフリーマップ作成マニュアル」に基づき、障がい者等が日常的に利用する生活関連施設や経路となる道路、通路等の施設について、バリアフリー化を示した「GISバリアフリーマップ」を提供し、外出時に必要な情報が入手できる体制を整えます。	都市計画課
おかやバリアフリーガイドマップの作成・更新	市内の多目的トイレの設置施設など、バリアフリー情報を提供するガイドマップの周知を図るとともに、的確に情報の更新を行い、安心して外出できる環境づくりに取り組みます。	社会福祉課
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	内部障がいや難病など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう普及啓発に取り組みます。	社会福祉課
信州パーキング・パーミット制度の普及啓発	日常的に多くの方が利用される施設の障がい者等用駐車区画の適正利用を図るため、障がい者などの利用対象となる方に、県内共通の利用証を交付し、移動を支援します。	社会福祉課

「ヘルプマーク」

援助や配慮を必要としている方が、身に着けているマークです。緊急連絡先や必要な支援内容などを記載できる「ヘルプカード」もあります。
見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。



「信州パーキング・パーミット」制度

施設の対象区画に共通の案内を表示し、障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方が、駐車場を利用しやすくなることをめざしています。
利用証をお持ちの方の優先利用に、ご協力をお願いします。



車いす使用者用（青色）



車いす使用者以外用（緑色）

2 安全・安心な環境の整備

(1)防犯・交通安全対策の推進

(2)災害時の支援体制の充実

○施策

(1) 防犯・交通安全対策の推進

障がい者や高齢者を狙った特殊詐欺や、訪問販売・電話勧誘販売などの悪質商法の被害に巻き込まれることを防ぐため、広報やチラシ配布などを通じて自主防犯意識の向上に努めます。

また、岡谷市防犯協会連合会や警察などの関係機関等と連携を図り、見守り活動などを通じて情報収集や情報提供を強化し、事件発生の未然防止に努めるとともに、巻き込まれたときの問題解決のための相談体制の充実に努めます。

さらに、障がいのある方などが、事件や事故に遭ったときに、警察に通報できる「110番アプリシステム*」や「FAX110番*」の周知に努めます。

このほか、関係機関、団体等と連携し、交通事故防止の啓発活動や交通安全教育など学習機会の充実に努めるとともに、交通安全運動などを通じて交通安全思想の普及向上に努めます。

(2) 災害時の支援体制の充実

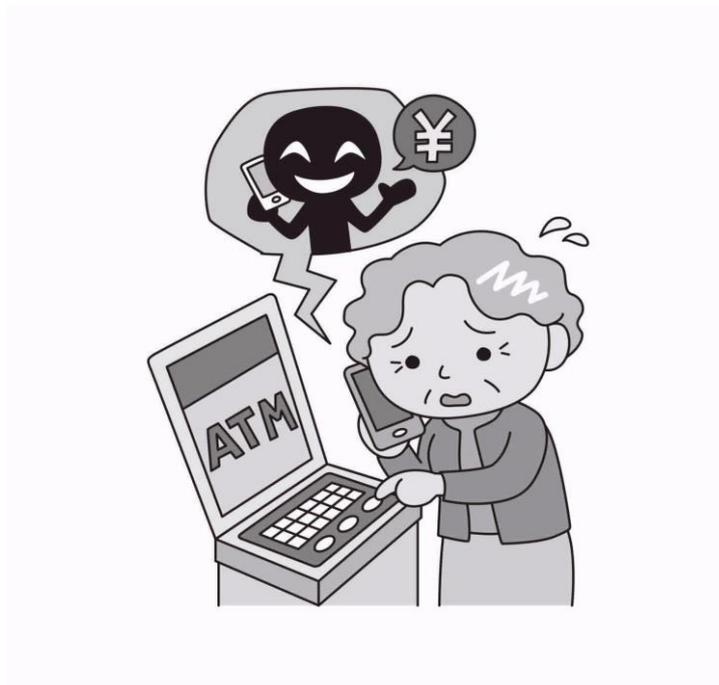
災害時や緊急時に、要配慮者である障がいのある方の避難や安否確認が迅速、確実に行えるよう、避難行動要支援者の名簿整備や登録勧奨、「災害時住民支え合いマップ」の作成を促進するなど、地域住民と行政、関係機関との連携強化に努め、地域住民がともに助けあい、支えあう地域の防災力、減災力の充実と強化を図ります。

また、災害発生時など、一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活できる福祉避難所について、迅速かつ円滑に開設、運営ができるよう、協定を結ぶ施設や地域と連携し、訓練を実施するなど、一層の連携を図るとともに、有事の際に、適切に情報伝達ができるよう、さまざまなツールを活用し、情報共有の充実に努めます。

このほか、岡谷市消防団、岡谷市防火協会、自主防災組織などとも協働して、火災予防と防火思想の普及啓発に努めます。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
悪質商法等被害防止	複雑・多様化する悪質商法等の相談に対応するため、専門の相談員を配置するとともに、関係機関などと連携しながら、被害防止の強化を図ります。	市民生活課
避難行動要支援者個別計画策定事業	災害発生時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者の登録勧奨や、避難支援者の設定に努め、避難支援体制の強化を図ります。	社会福祉課
自主防災組織育成事業	地域の防災力の向上のため、自主防災組織の訓練や研修、資機材購入の支援など、自主防災組織が地域の防災・減災の基盤となるよう支援します。	危機管理室
防災・減災、防火対策	関係団体と連携を図りながら、障がいのある方をはじめ、地域や団体などとの訓練等を通じ、一層の防災・減災、防火意識の高揚を図ります。	危機管理室 消防課



●主要施策3 権利擁護と虐待防止の推進

3 権利擁護と虐待防止の推進

(1) 成年後見制度の利用促進

(2) 差別の解消と虐待防止の推進

○施策

(1) 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な障がいのある方が、財産管理や身上監護などの援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、関係団体等と連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、専門的な支援を行う拠点として設置した成年後見支援センターの運営について、委託先である社会福祉協議会とともに、適切な相談支援やサービス利用支援などの提供に努めます。

このほか、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を通じて、福祉サービス等の利用援助や金銭管理などの援助にも取り組みます。

(2) 差別の解消と虐待防止の推進

障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障がいのある方に対する必要かつ合理的な配慮の提供の徹底を図るため、職員対応要領に基づき職員が一体となり積極的に推進するほか、関係団体等とも連携を図りながら、市全体の取り組みとなるよう広報、啓発に努め、差別の解消に向け着実に取り組みを推進します。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて、障がい者虐待を防止するとともに、障がいのある方の権利侵害の防止や被害への対応を図るため、相談体制の充実などに取り組みます。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
岡谷市成年後見支援センター運営事業	社会福祉協議会へ運営委託し、判断能力が十分でない方に対し、成年後見制度を活用した財産管理や身上監護など、専門的な支援に取り組みます。	社会福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない方の、福祉サービス等の利用の援助や、金銭管理などの援助を行います。	社会福祉協議会
障がい者虐待防止センターの運営	さまざまな相談に応じるとともに、差別の解消と虐待防止の推進に向け、周知・啓発に取り組みます。	社会福祉課

基本目標5 障がい児等への支援の充実

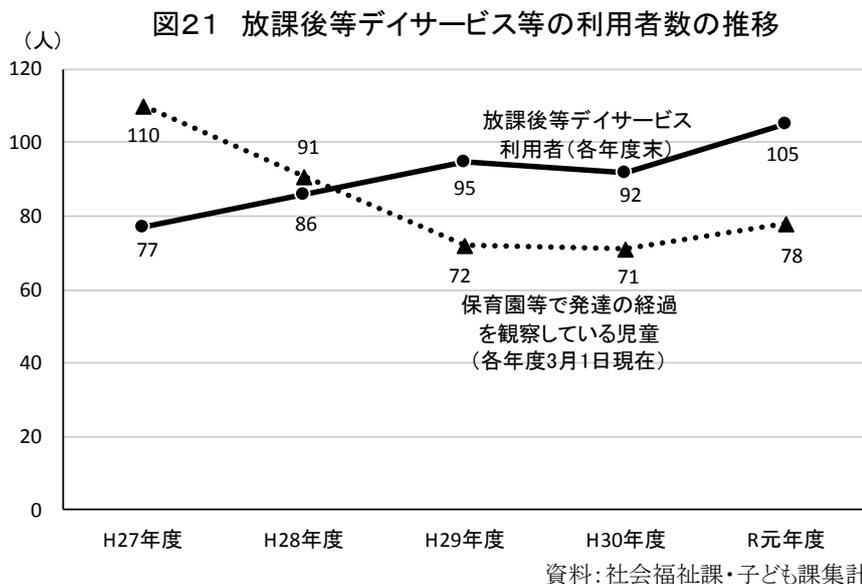
妊娠期における飲酒や喫煙、薬物などは、胎児に影響をおよぼす可能性が示唆されていることから、妊娠期からの規則正しい生活習慣の必要性等について、周知・啓発や相談・健康指導が必要となります。

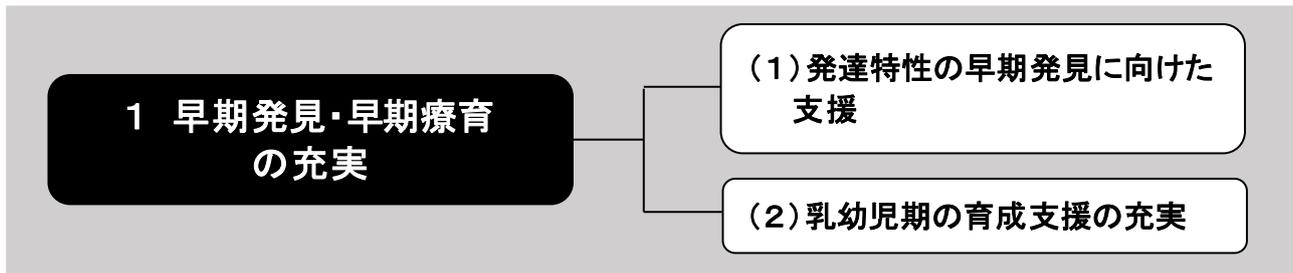
また、乳幼児期は障がいの早期発見や障がいの状況に応じた早期療育や発達段階に応じた対応が必要であるとともに、平成17（2005）年に施行された「発達障害者支援法」を踏まえ、発達障がいについてもその特性やライフステージに応じた支援が求められています。

障がいのある子どもが、その持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの状況や特性に沿った療育体制や相談支援のさらなる充実が必要となります。

本市では、地域の身近な療育や相談支援の場として、岡谷市子ども発達支援センター※が令和3（2021）年4月に運営開始となるほか、図21では、放課後等デイサービスの利用者も増加傾向がうかがえます。ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の強化と、関係機関が連携したきめ細かな相談支援の充実に、さらに取り組む必要があります。

このほか、特別支援教育やインクルーシブ教育の充実に向け、支援が必要な児童生徒が必要に応じて適切な支援が受けられる、連続性のある多様な学びの場の提供に取り組めます。





○施策

(1) 発達特性の早期発見に向けた支援

安全に安心して出産できる環境づくりのため、母子保健にかかわる正しい情報の提供や普及啓発、相談体制の充実に努めるとともに、妊娠期における飲酒・喫煙等の悪影響について、さまざまな機会を通じ啓発を行い、母子ともに生涯にわたる健康な生活習慣の定着と継続に向け、取り組みます。

また、健康診査や各種相談などの母子保健施策を通じて、関係課や関係機関等と連携し育児支援を行うとともに、障がいの早期発見、早期療育、疾病等の予防に努めます。

なお、健康診査の未受診者へは、地区担当保健師による訪問や電話連絡により、乳幼児の状況を把握するとともに、必要な保健指導を行います。

(2) 乳幼児期の育成支援の充実

乳幼児健康診査などを通じて、発達や発育面のフォローが必要な乳幼児に対しては、関係課や関係機関等と連携を図りながら、訪問指導や各種教室の開催など、個別支援と集団の中での支援の充実に努めます。

また、発達特性を持つ児童に対しては、これまで通園訓練施設まゆみ園を中心に、一人ひとりの特性や成長段階に応じた療育支援を実施していますが、令和3（2021）年4月からは岡谷市立西堀保育園に併設する、岡谷市子ども発達支援センターへ機能を移転し、より専門性を高めながら、地域の身近な療育や相談支援の拠点として、児童とその保護者への支援体制の充実・強化に取り組めます。

このほか、発達障がいや発達に偏りのある児童の健全な発達を支援するため、地域の理解促進に向けた取り組みを推進します。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課等
母子保健事業	母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊産婦、乳幼児とその家族に対して、各種教室や相談事業を実施し、安心して子育てのできる環境づくりに取り組みます。	健康推進課
乳幼児家庭訪問指導事業	乳幼児のいる家庭を訪問し、情報提供や健康管理指導を行うとともに、必要者には継続的な支援やサービスを提供します。	健康推進課
フォローアップ教室の開催	発達障がいや発達特性のある乳幼児とその家族を対象に、早期段階から支援を行うため教室を開催します。	子ども課
子ども発達支援センター事業	心身の発達に支援を必要とする児童に機能訓練や日常生活のための訓練を行うとともに、保護者への相談支援や地域支援を行い、発達支援の拠点、連携の核としての役割を担ってまいります。	子ども課



●主要施策2 保育の充実

2 保育の充実

(1) 保育園等における支援の充実

(2) 関係機関等との連携の強化

○施策

(1) 保育園等における支援の充実

発達特性のある児童の円滑な受入れと適切な保育の実践を推進するため、サポート保育士等を配置しながら、保育内容を含めた支援環境の整備と、研修会の開催などによる保育士の資質の向上に取り組めます。

また、岡谷市子ども発達支援センターの専門職員や育成支援コーディネーター*が定期的に、特別な支援を必要とする児童が在園する、公立・私立保育園・認定こども園・私立幼稚園を巡回し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援に努めます。

さらに、岡谷市子ども発達支援センターでは、保育園等に在園する児童を対象とした療育訓練を実施するほか、言語聴覚士による、ことばの発達に対する指導を行う教室を開催します。

(2) 関係機関等との連携の強化

信濃医療福祉センターの専門職員が、各保育園を巡回し、発達特性のある児童への対応などの指導を行うほか、児童発達支援センター*である「この街きっず学園」へ通所している児童を、各保育園で交流保育として受入れを行うなど、専門機関や関係機関との連携を強化しながら、児童の発達支援に取り組めます。

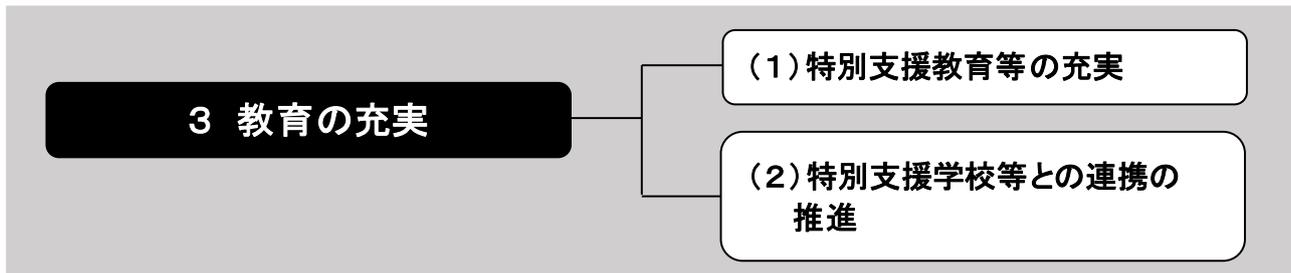
また、これら専門機関等と懇談会や情報交換会を開催し、よりよい保育の提供と発達支援に努めるほか、児童が可能な限り、身近な地域で保育や教育等が受けられるよう、専門機関等から助言や指導を受けながら、就園や就学に対する相談支援や、乳幼児から学齢期への継続した支援に取り組めます。

さらに、必要に応じて保育所等訪問支援サービスを活用し、障がい児の養育について家庭と保育園などとの連絡調整や支援方法の調整などを行います。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
保育所等訪問支援サービスの利用支援	養育の専門家などが保育園などを訪問して、障がいのある子どもへの対応について保育園・家庭との連絡調整を図るとともに、集団生活への適応のための支援を行います。	社会福祉課
障がい児保育事業	一人ひとりの発達過程や状況を把握し、家庭との相互理解や専門機関との連携を深めながら、療育面にも配慮した支援を行います。	子ども課
私立保育園等特別保育補助金・幼稚園障がい児教育推進事業補助金	障がい児の受け入れに対する、職員の加配に要する経費を助成することで、きめ細かな保育の提供と処遇向上を図ります。	子ども課
保育園障がい児指導強化事業	障がいのある子どもや、支援の必要な児童について、専門の作業療法士により、保育園での支援の方法などの指導を受けます。	子ども課
幼保小 園長・校長懇談会	定期的に懇談を行い、幼保小の日常的な交流や就学に関わる連携強化を図ります。	教育総務課





○施策

(1) 特別支援教育等の充実

地域のさまざまな資源を有機的かつ効果的に結びつけ、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の構築を図ってきていることから、これまでの成果を活かし、基礎的環境整備の充実や、個にあわせた合理的配慮の提供など、インクルーシブ教育のさらなる充実に取り組みます。

また、授業づくりや学級運営に、特別支援教育の視点から、ユニバーサルデザイン化を取り入れ、発達障がい等のある児童生徒が学びやすい教育環境や指導方法等を工夫改善できるよう、教職員研修や推進体制の充実を図ります。

このほか、特別な支援を必要とする幼児等に対し、就学前からの支援の流れを引き継ぎ、学校における特別支援教育の充実につなげるため、子ども総合相談センター*を中心に、関係課および関係機関との連携を深め、就学に関する十分な情報提供を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら、相談支援を実施します。

(2) 特別支援学校等との連携の推進

小中学校と特別支援学校等が、さまざまな教育活動や交流・体験を通じて、連携や接続がより一層、円滑に行われるよう、教職員の連携を含めた取り組みを推進するほか、将来にわたり、地域や仲間とのあたたかなつながりを持ち続け、認めあって暮らせることを願って、副学籍による交流および共同学習を進めます。

また、早い時期からのガイダンスを経たうえで、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定するほか、就学決定後も状況の把握に努め、柔軟に就学先を見直しつつ、将来の社会的自立を見通した教育や支援が行えるよう、切れ目のない相談支援を進めます。

さらに、必要に応じて保育所等訪問支援サービスを活用し、障がい児の支援等に関して、家庭と小中学校との連絡調整や支援方法の調整などを行います。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
保育所等訪問支援サービスの利用支援(再掲)	児童発達支援の専門家などが小中学校などを訪問して、障がいのある子どもへの対応について学校・家庭との連絡調整を図るとともに、集団生活への適応のための支援を行います。	社会福祉課
特別支援教育の充実	障がいのある子ども一人ひとりの状態や個性を把握し、その持てる力を高め、適切な指導と必要な支援を行います。	教育総務課
教育相談等の体制整備	子ども総合相談センターを中心に、心の教室相談員やスクールカウンセラー、専門のカウンセラー等と連携を図りながら、総合的な相談・支援に取り組みます。	教育総務課
就学支援事業	特別な支援を必要とする園児や児童生徒の適正な就学を進めるため、就学支援委員会を開催し、関係者や家族等の意見を聞きながら丁寧な対応・支援に取り組みます。	教育総務課



●主要施策4 放課後児童対策の充実

4 放課後児童対策の充実

(1) 障がい児学童クラブの運営

(2) 放課後等デイサービス事業の充実

○施策

(1) 障がい児学童クラブの運営

引き続き、岡谷田中小学校に障がい児学童ひかりクラブを開設し、障がい児対応等の研修を受けた専門知識を有する指導員を配置し、個々の障がい児の状況を把握しながら、放課後等における子どもの適切な生活の場を確保するとともに、家庭と学校および関係機関との情報交換などを行いながら、受け入れ体制の充実に取り組みます。

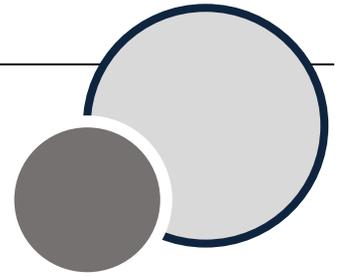
(2) 放課後等デイサービス事業の充実

放課後・休日や夏休み等の長期休暇中において、学校就学中の障がい児などへの生活能力向上のための訓練などを継続的に提供する放課後等デイサービスの普及を図り、障がい児の自立や放課後等の居場所づくりを推進します。

また、利用にあたっては、事業者等とともにきめ細かな相談支援に努め、障害児支援利用計画に基づく適切な支援につなげるとともに、事業者への指導などにも県と連携しながら取り組みます。

○主な事業

施策・事業名	事業の内容	担当課
障がい児学童クラブ運営事業	諏訪養護学校等の障がい児と保護者に対して、学校と家庭の間となる生活の場を提供し、児童が安心して過ごせる環境を提供します。	教育総務課
放課後等デイサービス事業の利用支援	本人の希望をうかがいながら心身や環境等の状況を確認し、関係者間で連携して調整することで、障がい児が適切なサービス事業所を利用する中で、学校教育と相まって自立を促進するよう支援に取り組みます。	社会福祉課



本計画を推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、行政による対応だけでなく、市民をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生児童委員協議会などの多くの地域関係団体や関係機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体や関係機関と相互に連携を図りながら、計画を推進します。

1. 市内の推進体制

本計画は、障がいのある方が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる地域社会の形成をめざしています。その範囲は保健、医療、福祉から教育、労働、環境、都市、防犯、防災など、行政全般にわたっています。

このため、障がい福祉の範囲を超えて施策の総合的な展開を図る必要があることから、より一層、関係部課間の連絡調整や連携強化を図りながら、全庁的な推進体制の整備と充実に努めます。

また、国や長野県との連携を密にし、社会や経済情勢の変化などに、的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

2. 関係団体、専門機関等との協働による推進

本計画の推進には、市民などに広く理解と協力を求め、各種団体、ボランティア、NPO法人等多くの市民参加が必要です。

市民の積極的な参加のもと、障がい福祉にかかわる者が連携・融合して、地域の特性を活かした福祉の輪を広げることにより、計画を推進します。

また、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会や諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスを中心とした地域の専門機関等によるネットワークの強化を図り、諸課題への対応に取り組みます。

さらに、岡谷市社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核組織として位置づけられており、ボランティア活動など住民参加型の地域福祉活動の推進役として、また、障がい者施策や事業を推進する実施主体として大きな役割を担っています。

岡谷市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と本計画の整合を図りながら、ともに協働して基本理念の実現に向け取り組みます。

3. 計画の点検・評価

本計画を効果的かつ着実に推進するため、P D C Aサイクルによる適切な進行管理を継続的に実施し、施策ごとに計画の点検・評価を行います。

また、市民の代表や保健、福祉、医療関係者で構成された「岡谷市地域福祉支援会議」において、本計画の進捗状況や事業の成果について検証を深め、計画推進に反映させるほか、必要に応じた本計画の適正な見直しを実施します。なお、点検・評価の結果については、広く市民に公表します。

○用語解説

計画本文中に*印がついた用語の解説

2P ノーマライゼーション

高齢者も障がいのある方も、だれもが通常（ノーマル）の生活が送れるようにしようとする考え方。互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざすもの。

3P 持続可能な開発目標（SDGs）

国連サミットで採択された、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」をめざす、先進国も途上国も含めた国際社会共通の目標。

本計画における目標は次のとおり。



7P 特定医療受給者

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、国の指定難病と診断され、所定の手続きにより認定された方には、受給者証が交付され、治療にかかる医療費自己負担の公費助成を受けることができる。

19P 障害者権利条約

平成 18（2006）年に国連総会において採択され、日本では平成 26（2014）年に批准された条約で、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めたもの。

21P インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、可能な限り通常の学級において行う教育のこと。

25P アクセシビリティ

近づきやすさ、利用しやすさなどの意味を持つもので、ITの分野では機器やソフトウェア、システム、情報などが、身体の状態や能力の違いによらず、同じように利用できる状態やその度合いのことを指すもの。

28P 岡谷市障害者福祉推進実行委員会

障がい者福祉事業を円滑かつ効率的に推進するため、行政、社会福祉協議会、各種団体で組織する実行委員会で、完全参加と平等の実現をめざし、各種事業を実施している。

32P 諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」

障害者総合支援法の規定による基幹相談支援センターで、諏訪6市町村からの運営委託により、ケア会議の開催、制度等の紹介や調整、社会参加の支援などの役割を担っている。

32P 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会

行政やサービス事業所、当事者団体、関係団体等で組織し、諏訪地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、行政やサービス事業所、当事者団体、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う協議会。

32P 身体障害者更生相談所

身体障害者福祉法に基づき長野県が設置する行政機関で、身体障がい者の自立と社会参加を支援するための専門的な相談や判定を行っている。

32P 知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法に基づき長野県が設置する行政機関で、知的障がいの方やその家族に対する相談や指導、市町村に対する専門的な技術的援助指導、地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務などを行っている。

32P 精神保健福祉センター

精神保健福祉法に基づき長野県が設置する行政機関で、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障がいの予防、適切な精神医療の推進、社会復帰の促進や自立と社会経済活動への参加の促進のための援助などを行っている。

32P 高次脳機能障害

病気や交通事故などさまざまな原因により、脳の一部に損傷を受けた結果、言語や記憶などの認知機能に障がいが起こる状態をいい、これにより日常生活や社会生活（就労等）に支障が生じる障がいのこと。

36P ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

39P 就労継続支援B型事業所

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供および生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などの支援を行う事業所のこと。

39P 障害者就業・生活支援センター

ハローワークをはじめ、行政機関や関係事業所などと連携しながら、障がいのある方の就業面と生活面の一体的な相談や支援を行う拠点。諏訪地域では諏訪市内に、諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター「すわーくらいふ」が設置、運営されている。

41P セルフセンター協議会

障がいのある方の働く・暮らすを支援するため、県内の福祉工場、障がい福祉サービス事業所、共同作業所など 160 ほどの事業所が加入している協議会。事業所の製品の販売やPR、コーディネートのほか共同受注などを行っている。「セルフ」とは、Self-Help「自助自立」の造語。

43P ユニバーサルデザイン化

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

45P ハンデサポートおかや

市内の障がい者の支援活動をしている団体および障がい福祉施設等で構成され、障がい者の社会参加の促進や市民との交流などを目的とした団体。

49P ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々のため、「ヘルプマーク」により援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク。手助けしてほしい内容を記載した「ヘルプカード」の普及啓発も展開されている。

49P 信州パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗など、さまざまな施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用してもらうため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、長野県内共通の利用証を長野県が交付する制度。

51P 110番アプリシステム・FAX110番

長野県警により、聴覚や言語機能に障がいのある方などが、事件や事故に遭ったときに、スマートフォンやファクシミリなどを利用して、警察に通報できるよう「110番アプリシステム」と「FAX110番」の2つのシステムを運用している。

54P 岡谷市子ども発達支援センター

心身の発達に支援を必要とする子どもの日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得、集団生活に適應するための訓練などを行う発達支援の拠点として、岡谷市立西堀保育園に併設し、令和3（2021）年4月から運営開始。

57P 育成支援コーディネーター

発達特性のある児童などの発達支援、保護者の育児支援を図るため、岡谷市子ども発達支援センターに専門の支援員を配置し、適切な成長支援と円滑な就園、就学につなげる者。

57P 児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適應のための訓練を行う施設。諏訪地域には諏訪市内に「この街きっず学園」が設置、運営されている。

59P 子ども総合相談センター

学校生活に関すること、入学や進学に関すること、長期欠席や不登校に関すること、言葉やからだの発達に関することなど、子どもがみずから成長しようとする“子どもの育ち”全般にわたり、関係機関と連携して相談や支援を行っている。岡谷市教育委員会に設置。

○岡谷市地域福祉支援会議 委員名簿

(敬称略・順不同)

(任期 令和2年7月4日～令和4年7月3日)

会 長 中田 富雄

副会長 林 由美子

1 保健、福祉及び医療の関係団体の代表 16名

氏 名	所 属 団 体 等
今井 功	岡谷市区長会副会長（今井区長）
中田 富雄	岡谷市社会福祉協議会会長
宮坂 昭男	岡谷市地区社会福祉協議会会長
林 由美子	岡谷市民生児童委員協議会副会長
花岡健一郎	岡谷市高齢者クラブ連合会会長
西山 聡美	岡谷市女性団体連絡協議会理事（岡谷子ども劇場代表）
今井 兼光	岡谷市連合壮年会副会長
山岡 創	岡谷下諏訪歯科医師会地域保健部担当理事
齋藤 博子	岡谷市保健委員連合会会長
花岡 毅	岡谷BBS会副会長
大和 邦彦	岡谷市身体障害者福祉協会会長
橋爪 誠	ひだまり作業所所長
柳澤 貴彦	岡谷商工会議所青年部副部長
古澤 幸子	おかやボランティア連絡協議会副会長
上條 國男	諏訪広域連合介護保険委員会委員
大和 洋平	

2 識見を有する者 3名

天野 直二	岡谷市病院事業管理者
井口 光世	医療法人研成会理事長
林 義明	エコファおかや事業所長

3 一般公募 2名

米田 正氣	一般公募
小嶋 恵美	

○岡谷市福祉関係5計画策定の経過

令和元年 11月28日 ～12月20日	市民アンケート調査回収 1 地域福祉に関する調査 484人／1,200人 (40.3%) 2 高齢者福祉に関する調査 552人／1,000人 (55.2%) 3 障がい者福祉に関する調査 384人／800人 (48.0%)
令和2年 7月13日	第1回岡谷市地域福祉支援会議 第1回高齢者福祉計画部会・第1回障がい者福祉計画部会
9月 2日	第1回地域福祉計画部会
10月19日	第2回地域福祉計画部会
10月22日	第2回障がい者福祉計画部会
10月29日	第2回高齢者福祉計画部会
11月24日	第3回地域福祉計画部会
12月 2日	第3回障がい者福祉計画部会
12月 4日	第3回高齢者福祉計画部会
12月16日	第4回地域福祉計画部会
12月21日 ～令和3年 1月 8日	パブリックコメント
1月14日	岡谷市地域福祉計画等策定委員会〔庁内組織〕 (素案検討)
1月18日	第2回岡谷市地域福祉支援会議 (市長へ計画案提出)
2月 1日	岡谷市行政管理委員会〔庁内組織〕 (計画決定)
3月 8日	岡谷市議会社会委員会へ報告

第5次岡谷市障がい者福祉計画

■発行日／2021年3月

■発行／岡谷市

■編集／岡谷市健康福祉部社会福祉課
